

# News Letter

ニュースレター

No. 25

2017.7.20

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター

〒602-8580 京都市上京区新町通り今出川上ル  
新町キャンパス臨光館414号室

Phone (075) 251-4902 Fax (075) 251-3028

E-mail [derc-sw@mail.doshisha.ac.jp](mailto:derc-sw@mail.doshisha.ac.jp)

URL <http://gpsw.doshisha.ac.jp/>

編集・発行：埋橋 孝文

## 祝！センター開設10周年

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター長 埋橋 孝文

当センターは今年の12月で開設10周年を迎えます。2007年12月8日に日本女子大学の岩田正美先生と東京大学の武川正吾先生を招いて開設記念講演会を開催したのがつい先日のような気がします（ニュースレター No.2 参照）。

2007年度に当センターは、文部科学省の「組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院 GP）」の助成を得て発足し、2008年度、2009年度にわたって各種事業を展開しました。

2011年1月には「目的はほぼ達成された」、「優れた教育モデルとしておおむね評価される」という事後評価結果を得ることができました（ニュースレター No.13参照）。その後、大学からの支援や社会福祉学科開設記念募金を利用して活動を続けてきました。この度、10周年を迎えることができたのは、大学、学部、学科の関係各位のご協力の賜物であると考えています。この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、本年度前半にはこの開設10周年を記念して「連続公開セミナー」を実施しています。こうした地道な活動を通して大学院教育・研究の活性化に貢献していく所存であります。今後ともご支援、ご協力のほどよろしく申し上げます。

同志社大学 社会福祉教育・研究支援センター  
祝！開設10周年記念連続公開セミナー

### 「ソーシャルワークの新たな展開」

6月17日(土) 13:10-15:30  
有田 勲 (アルファリンク)  
「生活困窮者自立支援—家計相談支援」  
良心館413教室

7月8日(土) 13:10-15:30  
緒澤 遼子 (大阪市立大学)  
「家計相談支援とソーシャルワーク」  
良心館413教室

7月15日(土) 13:10-15:30  
門田 光司 (久留米大学)  
「子どもの貧困と学校ソーシャルワーク」  
良心館413教室

7月22日(土) 13:10-15:30  
石田 慎二 (帝塚山大学)  
「子どもの貧困と学校ソーシャルワーク」  
良心館413教室

8月5日(土) 13:10-15:30  
行岡 みち子 (グリーンコープ)  
「生活困窮者自立支援—家計相談支援」  
志高館110教室

お問い合わせ先：  
同志社大学社会福祉教育・研究支援センター事務局  
([derc-sw@mail.doshisha.ac.jp](mailto:derc-sw@mail.doshisha.ac.jp))

**特集 1** 定例カンファレンス2016報告  
(野村 裕美、池田 有梨、河本 真樹、岩崎 寛大)

**特集 2** 東北学院大学コミュニティソーシャルワーカー (CSW) スキルアッププログラム視察報告  
① マーサ・メンセンディーク (同志社大学社会福祉学科准教授)  
② 野村 裕美 (同志社大学社会福祉学科准教授)

■ 岩間伸之君の追悼文にかえて  
木原 活信 (同志社大学社会福祉学科教授)

**特集 3** 4月からの新研究生活  
① GRM 履修生に選ばれて (楊 慧敏)  
② 助教に就任して一変わらない環境、変わっていく自分 (郭 芳)  
③ 特任助教に就任して (南 友二郎)  
④ 特任助教に就任して (田中 弘美)  
⑤ 留学生特任助手に就任して (姜 民護)  
⑥ 博士論文を書き上げて／学振外国人特別研究員 PD に選ばれて (任 貞美)  
⑦ 博士学位を取得して (朴 順龍)

**書評 1** 岡部耕典 (編) 『パーソナルアシスタンスー障害者権利条約時代の新・支援システムへ』  
(生活書院、2017年)  
(評者：山村 りつ)

**書評 2** 倉持史朗  
『監獄のなかの子どもたちー児童福祉史としての特別幼年監、感化教育、そして「携帯乳児」』  
(六花出版、2016年)  
(評者：江連 崇)

**書評 3** 加藤博史・小澤亘 (編著) 『地域福祉のエンパワメントー協働がつむぐ共生と暮らしの思想ー』  
(晃洋書房、2017年)  
(評者：内山 智尋)

**書評 4** 清水習 『構造と主体ー政策の可能性と不可能性』  
(晃洋書房、2017年)  
(評者：王 偉)

**書評 5** 久保英也 (編著) 『中国における医療保障改革ー皆保険実現後のリスクと提言』  
(ミネルヴァ書房、2014年)  
(評者：史 邁)

**書評 6** 上村泰裕 『福祉のアジアー国際比較から政策構想へ』  
(名古屋大学出版会、2015年)  
(評者：楊 慧敏)

## 特集 1 定例カンファレンス2016報告

「単なる同窓会ではなく、卒業してもいつでも自分の席があるラウンジのような場」（上坂徹『カタリバという授業』英治出版）を目指してはや10年。はじめの数年は外部講師を招いての50人から100人規模のケースカンファレンスやスーパービジョン研修会を企画し実施しました。その後定例という形になってからは、本学の卒業生を対象に、（時にオープン講座としてどなたでも参加できる回も設定しています）社会福祉学科の教員が講師となり、1回10～15人程度あつまる小さいサイズの間を開いてきました。ホームページやフェイスブックを活用し、細々と活動報告を発信してきましたところ、昨年秋にフェイスブックは“100いいね”に達しました。フェイスブックをみている方々は、おそらく大半が定例カンファレンスには参加されたことがない方々のように思われますが、同志社社会福祉に今でも関心を寄せてくださっている証、また社会福祉業界での同業者の動きとして関心を持ってくださっている仲間の“いいね”だと受け止め、大切な宣伝発信ツールと認識しています。

定例カンファレンスでやっていることは2つです。1つ目は、事例や事象を通して私を語ること。2つ目は、その日集まった参加者同士がお互いにフィードバックをこころがけること。言うまでもなくフィードバックのフィード（feed）の元はfoodです。日ごろ業務の中では、評価や批評、厳しい指摘がフィードバックされることもあるかもしれません。定例カンファレンスでは、そもそもフィードバックは、その人の栄養になるもの、成長につながるものを返し、成長しあうという語源に立ち返り、教員は安全にフィードバックできる環境づくりを心がけています。さまざまな経験年数、経歴、多様な福祉分野で活動する卒業生たちが討議する中で、他者の洞察、経験、工夫、考えを披露しあい、そこからもらった新しいアイデアなどを持ち帰ることで、自分らしいソーシャルワーカー像を作り上げていくプロセスを応援しています。

2016年度は以下のようなプログラムを実施しました。そして、参加者の中から、卒業後長く同志社から離れていたけれどSNS等での発信をキャッチして参加してくださった3名の方々に感想と近況を書いていただ

野村 裕美（同志社大学社会福祉学科准教授）

きました。定例カンファレンスは、もちろん国家試験科目や各種資格制度の更新・認定研修などのように教授する内容にしばりがいないため、カンファレンスを担当する教員は私も含めて、日ごろの授業や依頼研修ではなかなかできないこと、チャレンジングな内容をやっています。担当する講師も、楽しく、自由に、しかし真面目に、今卒業生とともに語り合いたいことを準備してみなさんのご来場を待っています。大人の学びに必要な要素、シリアス・ファン（serious fan）がある場、定例カンファレンスを一度覗いてみてください。

### ■ プログラム

- ・10月26日／12月28日「のぞいてみよう、ソーシャルワーカーのアタマの中を！」第1回・第2回：野村裕美担当

医学や看護学教育に取り入れられている臨床推論について解説し、専門職の論理的思考を説明すること・可視化することの意義について確認しました。カンファレンスでは、実際にソーシャルワーカーの直面した場面を切り取って提示し、その時どのような思考のプロセスが営まれるかを言語化しあう（think aloud法）体験をしました。

- ・11月11日「ケア・カフェ体験！日韓交流プログラム」：野村裕美担当

日韓こころの交流プログラム専門職育成・国際交流セミナーにて来日していた韓国の実践家、研究者、学生方と卒業生が交流しました。日本滞在6日目、ケア・カフェ京都の拠点であるバザール・カフェでケア・カフェ体験を行いました。通訳を介してのワールド・カフェ的対話がどのくらい成立するのか心配でしたが、インスピレーショントーク担当のライフサポート協会住吉総合福祉センターの原田徹さんから、団地住民の高齢化問題、障害者の就労問題、店舗の度重なる閉店による買い物難民問題に、互いのニーズをニーズで補い合う発想で取り組んだ地域づくりのお話をいただくと、この日のトークテーマ「creative」にそって活発な話し合いが行われました。

- ・1月25日「How to be a social worker in this political climate ～ソーシャルワークとソーシャルアクション

## 「ミクロとマクロのつながり～」：マーサメンセンディーク先生担当

ソーシャルワーカーが日々の仕事の中で、政治的な問題にどのように関わっているのでしょうか。アメリカの新政権が誕生したその現実をうけ、NASWがホームページに声明をあげた事象を取り上げ、ニュースや新聞記事、社会の動向へと関心をむけ、広い世界と自分の世界の関連について話しあいました。難しい議論ではなく、落ち込むことが多い世界情勢の中、ワーカー自身のセルフケアと仕事の向き合いをシェアするワークショップとなりました。

・2月22日(特別回オープン講座)「ケースメソッドを通して学び合う～制度・サービスにとられないソーシャルワーク実践」：野村裕美企画

「教えない講師」「学びの共同体」「主体的討議」がキーワードのケースメソッド討議法体験を行いました。外部講師として、MBAでありケースメソッドインストラクターの安部知彦氏(芦屋町社会福祉協議会事務局)を討議企画及びディスカッションリーダーとしてお招きし、ケース教材は損保ジャパン日本興亜福祉財団福祉マネジメント研究会が作成した「むそう」を採用し実施しました。「むそう」「ふわり」等を立ち上げ事業を展開する戸陽基氏を描いたケースは、ディスカッションリーダーが次々と発する問いによって参加者の思考を活性化させ、「私にとっての共生社会とは」「私が共生社会の実現にどのように参画できるのか」を考え討議する2時間となりました。外部からも多数ご参加いただきました。

・3月23日(特別回)「エヴァンゲリオン化する社会のなかで、ソーシャルワークとソーシャルワーカーはどうあれば良いのか～明日の朝、前を向いて、それぞれの場所に向かうために～」：空閑浩人先生担当

「この事件について、初めてゆっくり語らせてもらいます」という空閑先生の言葉から始まったスペシャルカンファレンスは、昨年7月の神奈川県相模原市障害者施設で起こった事件を討議のテーマに取り上げながら、エヴァンゲリオンの世界観をモチーフに、得体のしれない不安漂う世の中にあるソーシャルワーカーについて自由に討議を行いました。「明日の朝、前を向いて、それぞれの場所に向かうために」を目標に、たくさんの文献紹介や新聞記事紹介を挟みながら、それぞれの日頃の得体のしれない不安の正体に向き合う貴重な時間となりました。



## ■ 参加者からの声

### 1. ソーシャルワーカーへの転身

2005年度生 池田 有梨  
(社会福祉協議会勤務)

私は今春から豊中市社会福祉協議会で働いています。本稿では、これまでの経緯をお話したいと思います。

入学時は高齢者福祉に興味がありましたが、福祉の理想と現実を知るほど未熟な自分には到底実践できないと感じ、新卒で福祉職へ進むことは決断できませんでした。

卒業後は、インターンシップで内定を頂いた企業に就職しました。多忙でしたが、優秀で個性豊かな人達に囲まれ刺激的な毎日でした。そんな中、東日本大震災が起り、東京で暮らしていた私は大きなショックを受けました。被災地ボランティアに行っても役に立ちそうなスキルがない自分が情けなく、福祉専門職への興味が再燃しました。そして、直接的に人を助けることができる技術を身につけたいと思い、ホームヘルパー2級を取得しました。

大阪の実家に戻ると、認知症の方が入居するグループホームに介護職員として入職しました。実践現場では、人間の強さと脆さ、介護技術、チームケア、施設運営などのさまざまな課題に直面しながら実に多くのことを学びました。勤務していた施設は地域密着型共同生活介護に分類されるのですが、施設の新設を近隣の方が反対したり、入居者家族が近隣のボランティアの受け入れを拒否する等、入居者と地域の繋がりを保つことの難しさを痛感しました。認知症を発症しても、自宅や施設など、住みたい住まいを自由に選び、地域で今まで通り暮らすにはどうしたらいいのか。現在、どんな工夫がされていて、どんな課題があり、そして必要となるのか。そのような積み重ねの中から、認知症への社会の理解を広め、施設の閉鎖性を解消するには地域全体に働きかけていく必要があると思い、地域福祉への関心が高まっていきました。



そして、地域福祉の今を知るため、社会福祉協議会に入職しました。社協での業務を通して、介護の現場が抱える課題を少しずつ解決していくことを、今、個人の目標としています。遠回りしましたが、卒業後に歩んできた道はソーシャルワーカーになることへと繋がっていたのだと今は思っています。

また、この転職のきっかけになったのは、今年1月に受講した定例カンファレンスでした。米国の新政権への反応や、参加者各々のセルフケアのあり様、参加者の思うソーシャルワークの重要性がカンファレンスで話し合われ、社会問題を熱く語ること、皆で自由に討議する面白さを再認識しました。そして、広い視点で社会福祉に取り組むソーシャルワークという選択肢を得ることができました。在学中不真面目だった私が寄稿させて頂くことは大変恐縮ですが、微力ながら、本稿が福祉職へ進むことを決断できずにいる方々の後押しになれば幸いです。

## 2. 卒後20数年ぶりの同志社社会福祉とのつながり

1991年度生 河本 真樹

(市役所障害福祉課勤務)

卒業してからもう20年以上(渡辺武男ゼミ)、時の流れの速さを感じるとともに、卒業後に、こうして同志社にかかわることができていることを幸せに思います。私は、平成7年(1995年)4月、豊中市に入職しました。高齢、総務等の部署を経て、現在は障害福祉課に配属され、障害者虐待防止センター、障害者サービスの支給決定、自立支援協議会の運営等の業務に従事しています。

在学中、全くの不勉強だった私が、社会福祉を職業として選び、その後20年以上この仕事を続けるとは、夢にも思っていませんでした。就職後、様々な部署で多くの経験を積んでいる最中、WEBサイト上でたまたま定例カンファレンスの開催を見つけました。この、同志社での定例カンファレンスに参加することで、大学と再びつながることができています。自分自身にとって、定例カンファレンスは力まず参加でき、学生気分を味わえ、かつ不勉強だった分、参加することで昔の授業料を取り戻している気分させてくれる、とても素敵な空間です。こういった取組をしていただいている「同志社大学社会福祉教育・研究支援センター」に敬意を表すとともに、空閑先生、野村先生、マーサ先生はじめ、そこで出会えた皆様には感謝したいと思います。

一方、現在、福祉業界において、学校で社会福祉を学んだ人材が必ずしも多くない、という現状があります。その理由として、様々な条件面を含め福祉職は職業として魅力がないと判断されてしまっているということとともに、実践と理論が分断されてしまっていることを表しているのではないかと感じていました。もちろん、業務の中で受講する研修の機会において、社会福祉学研究職の講師の方々とお会いすることはあります。ただ受講してみると、医療職の講師のように「教育・実践・研究」がセットにはなっていない現状を憂うこともあり、福祉にもその流れがあればとの思いを抱いてきたかと思います。そんな中、この「定例カンファレンス」を知り、これだ!と思いました。このカンファレンスの取組の中で、私たち卒業生は実践というお土産をもって大学へ帰り、大学ではその実践に対し、研究職の立場、また同じ実践者としての立場の参加者からフィードバックをもらいます。いただいたフィードバックを踏まえ、私たち卒業生は日常に帰り、再び実践に向かう、まさに理論と実践の好循環が実現しています。

前述のとおり、私は学生時代、全くの不勉強でした。それでもこうして受け入れていただき、そのことによって、業務を遂行する上で、同志社の社会福祉から多くのものを得ていることを確信しています。これからも、理論と実践が交わる場として「同志社大学社会福祉教育・研究支援センター」が存在しつづけることを願うとともに、卒業生として、できることを模索していきたいと思います。

## 3. 今も現場で働いている理由の再確認

2004年度生 岩崎 寛大

(児童養護施設勤務)

社会福祉学科を卒業して早いもので8年が経ちました。初めまして、2008年卒業生の岩崎寛大と申します。定例カンファレンスの存在はSNSを通じてずっと前から存じ上げていたのですが、私にとってなぜか母校に帰るのは少し躊躇いもあって、3月開催のスペシャルカンファレンスが初めての参加となりました。そのベースには、社会福祉の現場でこれまで働いてはきたけれど、自分は果たしてその専門性と向き合っているのだろうか、という自責の念があったのだと思います。

卒業後私はまず、特別養護老人ホームで介護士として働きだします。「なぜ精神保健福祉士までとって介

護に？」と、当時私の周りからは少し否定的な声がありました。介護は福祉の一分野といえども、大学ではその専門知識技術のわずかしが習っておらず、日々が未知で新鮮だったことを覚えています。いわゆる3Kともいわれる介護現場で、自分の何が生かせるのだろうという迷いもありました。しかし時間の経過とともに、認知症の奥深さに触れ、チームで働く楽しさを知り、しんどい中でも私なりの充実をなんとか探していたように思います。

次に、将来性や自分の特性を活かした分野で働きたいという思いが増し転職したのが、児童養護施設です。現在は、中高生男子ホームの指導員として働いています。虐待から逃れ保護されて生活する子どもたちは、基本的に大人を信用しておらず、日々試し行動や問題行動の連続です。そんな忙しい毎日ですが、ふと大学時代の自分の実習簿を読み返し「ああ、もっと考えて過ごしていたな」と立ち止まったりもしています。福祉には「措置から契約へ」という時代の流れがあるといいますが、児童養護は措置の感覚が色濃く残る分野です。それゆえ、ともすれば閉鎖的になりがちな領域であり施設でもあります。児童福祉分野でも外部評価の重要性やひやり・はっとなどが導入されるなど、前職で学んだことを活かすこともできやがいを感じています。

そんな中参加させていただいた、3月の空閑先生が

講師のスペシャルカンファレンスは、社会福祉の原点を改めて思い返すことのできる貴重な2時間でした。内容は「エヴァンゲリオン化する社会のなかで、ソーシャルワーカーはどうあればよいのか」という、一見すると少し不思議なテーマでしたが、聞き進めると空閑先生の話される事は、私が学生時代に先生から学んだことととてもよい意味で同じでした。目の前の人の「生きづらさ」へのまなざし、「あたりまえ」を大切にしそれを支えること、表出される言動の背景にあるものを探ろうとする事例検討の重要性など、それらはどれも私が同志社の福祉で学んできたことであり、私が現場で今も働いている理由だと再認識しました。卒業の際、どなたか先生がおっしゃっていた言葉が今も胸にあります。「うまくいっているときもそうでないときも、ゼミに帰ってきなさい。いつでも待っていますから」と。定例カンファレンスがこの言葉のように、今後とも末永く続いていかれることを遠くで願っています。



## 特集2 東北学院大学コミュニティソーシャルワーカー(CSW)スキルアッププログラム視察報告

### 1

マーサ・メンセンディーク（同志社大学社会福祉学科准教授）

去る2016年11月28日、東北学院大学を訪れることができ、私にとって様々な理由で大変意義深いこととなりました。今回は野村裕美先生と共に、当大学が行っている「コミュニティソーシャルワーカー(CSW)スキルアッププログラム」についてのヒアリングが目的でした。詳細については野村先生の報告にお任せいたしますが、その内容は私個人にとって大変勉強になるものでした。CSWのスキルアッププログラムが大学で提供されているのは唯一であることにまず感心させられました。東日本大震災の惨事を乗り越え、地域

のニーズに答えるべく、このような先駆的な取り組みが生まれたことに感銘を受けました。また、プログラム内容に「在日外国人と地域支援」が含まれていることに私は特に注目しました。正に時代のニーズに応えられるようなソーシャルワーカー養成のために必要な内容をきちんと取り入れていると思いました。

また、私にとってこの訪問が特別な意味をもった理由は、実は東北学院大学は私の父が40年近く勤めた大学だったからです。私が育った近所は大学から徒歩2分程度の場所で、通った幼稚園は大学キャンパスから



見えるところにある教会の幼稚園でした。当日ヒアリングでお話を伺った担当者の方は私の幼稚園の先輩であることを後で知りびっくりしました。また、学長はその広瀬河畔教会の長年の会員でもあり、私の両親も同じ教会に属していたため、私は子どもの頃から知っている方です。そういった縁も深く、今回は里帰りのような気持ちでした。地元の大学がこのような先駆的な、また大変重要な働きをされていることに誇らしくも思いました。ヒアリングが終わり、新校舎の「ホーイ記念館」を見に行きました。W. E. ホーイは東北学院の初期に大きく貢献された宣教師であり、私の父は学院の歴史についてよく執筆していたことを思い出されました。ホーイ記念館の入り口を入ると壁には十字架と「地の塩 世の光」の文字が目につきますが、東北学院大学が新しく行っている CSW プログラムは正に今地域が必要としている「塩」と「光」なのではな

いかと感じました。

翌日は、津波で大きな被害を受けた石巻を2年ぶりに訪れ、少し進んでいる復興と、まだまだ爪痕が残る街の様子を視察しました。様々な課題が残る被災地でソーシャルワーカーは住民と共に安心できる生活を取り戻していこうとしています。東北の地で新しい風を吹かせようとするソーシャルワークと教育の連携について学び、私は希望を与えられました。



## 2

定例カンファレンス事業を実施している本学社会福祉教育研究支援センターは、理論と実践の好循環を生み出す装置として文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）における採択により始まった事業です。東北学院大学では、当センターと同じような趣旨である理論と実践の好循環を生み出す地域に貢献する大学として、「地域共生教育による持続的な『ひと』づくり『まち』づくり事業」が行われています。これは文部科学省の地（知）の拠点整備事業 COC、続けて職業実践力育成プログラム BP に採択され運営されているものです。大学教育や大学のもつ資源が、社会福祉業界の未来にどのように貢献できるのか、社会福祉の実践家のためのリカレントの拠点「実務家×研究者による本格的な学びの場」としてどのように展開し、地域においてその装置がどのように機能しているのかに関心が湧きました。その中核事業であるコミュニティソーシャルワーカースキルアッププログラム事業のヒアリングの申し入れをしたところ、地域共生推進機構長の阿部重樹先生、本間輝雄先生、千葉裕課長、高橋秀市理事長補佐に大変丁寧にご対応いただきました。ヒアリングの最後には、マーサ先生とご縁の深い松本宣郎学長にもお目にかかることができました。

### 野村 裕美（同志社大学社会福祉学科准教授）

東北学院大学は、今年で創立130周年を迎えるのだそうです。仙台を拠点にキリスト教伝道を行っていた押川方義が、アメリカから来日した宣教師 W. E. ホーイと出会い、1886年に私塾仙台神学校を開校しました。その翌年に宣教師 D. B. シュネイダーが加わりました。付属の東北学院高校は、本学と教育連携に関する協定の締結によってキリスト教系学校連携ネットワークを形成しているキリスト教系高等学校7校のうちのひとつです。社会福祉学科にも、この連携ネットワークを活用して推薦入学し学んでいる学生がいます。

私たちは大学正面の重厚な建物である大学本館に通されました。1926年に完成したという趣深いこの建物は、当時の専門部校舎だったところだそうです。道路真向いには、2016年9月にオープンしたばかりという総ガラス張りのホーイ記念館がありました。松本学長の「どこかに何となく似ていませんか？」という言葉とともに頭の中に浮かんできたのは、本学今出川キャンパス良心館のラーニング・コモンズ。ホーイ記念館には、本学のラーニング・コモンズも参考にしたというラーニングコモンズ・コラトリエ、そして仙台では有名な石窯パンの店舗が入っており、暗くなってからも学生達、市民の方々が多数出入りし活気にあふれていました。

さて今回のプログラムが養成を目指すコミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）とは、要支援者に対する見守りや発見、関係機関へのつなぎなどの支援体制を作ることや、既存の制度では対応がしがたい要支援者への対応、地域住民活動の支援・協働、さらには地域のニーズに合わせた社会資源などの開発などが役割として期待されています。制度やしくみで人を支えるのではなく地域で支える発想をもち、多職種・多機関と協働し、地域の実情に合わせて新たな支えの形を創造できる人材が求められています。特に、2015年の新福祉ビジョン、厚生労働省に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」においてますます拍車がかかってきた地域共生社会の実現の潮流の中で、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）の役を誰が担当することとなるかという議論においては、社会福祉協議会、地域包括支援センター、社会福祉法人等職員に期待が寄せられ、同時にその任務を遂行できる人材育成が急務となっています。主にCSWの研修といえば、都道府県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会、日本地域福祉研究所などの研究機関等が提供しています。現場はどこも地域共生社会推進の流れの速さを受けとめきれず、「まるで、我が事・丸ごと・丸投げだ」と揶揄する声も聞こえてくるのも現実です。しかし人材育成には待ったがきかず、東日本大震災での地域の経験をいかし、宮城県の地域福祉の推進に積極的に関与しようとその養成にいち早く手を挙げた東北学院大学の取り組みに大きな関心を持ちました。

現在このプログラムは検定料10000円を納め、書類審査の合格者が定員20名まで受講できる1年間の履修プログラムとなっています。応募資格は、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した方、または大学を受験できる資格を取得した方で、なお、就業経験等を有し、地域とそこに住む人の未来づくりのために、自ら意図をもって関係者の協働を促進する気持ちを持っていることが望ましいとされています。社会福祉協議会職員、NPO 団体職員、ボランティア団体メンバーを具体的には想定していたようですが、実際はその他に教育委員会職員、学生等も希望し、履修しているとのことでした。福島県からの受講者もあるとのことでした。履修料は年間60000円です。132時間の総授業時間のうち、120時間以上の履修を修了要件とし、出席だけではなく、毎回の授業ごとのミニツッパーパー、報告会でのプレゼンテーションも評価の対象となります。会場は東北

学院大学内教室ですが、社会人が受講しやすいように休日・週末・夜間の開講を組み、ITなども活用し授業に工夫をこらしているとのことでした。開講科目は、「地域福祉の時代とコミュニティソーシャルワーク」「ソーシャルワークとコミュニティソーシャルワーク」などの基礎科目から、アンケート調査票の作成、調査デザイン等を学ぶ「地域情報分析」などの必須理論科目、「資金の調達と運営」「協働の手法」「ファシリテーションの実際」「ワークショップの運営」などの実践技法科目、課題別の特論演習科目と仙台市、南三陸町、石巻市、美里町などでのフィールド実践を通して学ぶ事例研究科目などが必修・選択で配置され、担当教員は学内の教員だけでなく、宮城県内の他大学の教員、先駆的实践家の外部講師を複数招致しています。平成28年から、仙台市、仙台市社会福祉協議会、仙台市地域包括支援センター協議会、宮城県、宮城県社会福祉協議会の後援をえてこのプログラムは開講されました。仙台市社会福祉協議会は、一部職員研修をこのプログラムに読み替えているそうです。

これらの履修要項の下地を作ったのが、当初COC事業として始まったCSW研究会での議論であったとのことでした。地域福祉を推進するコーディネーター役であるコミュニティソーシャルワーカーはいったい誰なのか、その養成に必要な体系的な課程はどのようなものがよいか、養成は仮に進めても配置は積極的にされるであろうか。自治体職員、社会福祉協議会職員、CSW養成講座講師、履修生、大学関係者などが参集する研究会で、前述の問いについて議論を積み重ね、CSW活動とされるもののイメージの共有、具体的活動の抽出、活動ノウハウの共有を行い、カリキュラムの策定および見直しを進めてきました。この議論と研修の実施の好循環は、「自分たちの未来を作ろうとたゆまぬ努力を継続している」（要項より）関係者の方々がまさに創造しているものでした。まさに、大学という資源を有効活用し地域福祉の推進に寄与しようとしているモデルとなるものでした。



## 岩間伸之君の追悼文にかえて

木原 活信（同志社大学社会福祉学科教授）

「天の下では、何事にも定まった時期があり、すべての営みには時がある。生まれるのに時があり、死ぬのに時がある。植えるのに時があり、植えた物を引き抜くのに時がある。殺すのに時があり、いやすのに時がある。くずすのに時があり、建てるのに時がある。泣くのに時があり、ほほえむのに時がある。嘆くのに時があり、踊るのに時がある。石を投げ捨てるのに時があり、石を集めるのに時がある。抱擁するのに時があり、抱擁をやめるのに時がある。捜すのに時があり、失うのに時がある。保つのに時があり、投げ捨てるのに時がある。引き裂くのに時があり、縫い合わせるのに時がある。黙っているのに時があり、話をするのに時がある。愛するのに時があり、憎むのに時がある。戦うのに時があり、和睦するのに時がある。働く者は労苦して何の益を得よう。私は神が人の子らに与えて労苦させる仕事を見た。

神のなさることは、すべて時にかなって美しい。神はまた、人の心に永遠への思いを与えられた。しかし、人は、神が行なわれるみわざを、初めから終わりまで見きわめることができない。

（「伝道者の書」（コヘレテの言葉）3章1節～12節）

時と場に制約されるのが人生の定めなのだとする、記憶や思い出も同じなのかもしれない。僕にとっての岩間君の思い出は、彼の福祉実践やソーシャルワーク研究のことではなく、30年以上前に遡る懐かしい同志社の「場」と、その日常の「時」が走馬灯のように思い出される。その時と場のほうが僕にとっては強烈なリアリティがある。学生時代をともに過ごした京都、同志社という場所とその静かに流れる時のなかにそれは音もなく埋もれている。

弘風館の教室で退屈な授業も刺激しあって一緒に受けた春。

田んぼのあぜ道を抜けて建ったばかりの京田辺キャンパスへの坂道を汗だくで一緒に駆け上がった夏。

休み時間となれば、事務室でグローブを借りて御所の広場でいつも野球をしていた秋。

試験前は、よく下宿先で泊まり込んでこたつを囲んで勉強をしたあの冬。

御所周辺の今はなき中島食堂、わびすけ、ケルン、でよくご飯を食べて語り合ったあの時。

新町キャンパス横のお好み焼き店で4人前ジャンボモダン焼きを二人で無心にたいらげたあの時。

そんな無邪気な時と場所の記憶が、京都の四季と同志社とともに無常にも音もなく流れていく。

彼は、几帳面さとユーモアのセンスを兼ね備えて多くの友に慕われた信頼できる人物だった。決して敵をつくらない。完璧主義者で、事務能力とセンスも抜群だった。

自らに課された十字架を一人背負って、懸命にとりつかれたようにボランティア活動に従事し、福祉の道をまっしぐらに駆け抜け、そして突然逝ってしまった。

彼が亡くなった翌週の3月11日、僕は独り東北にいた。3月とはいえいまだ豪雪に覆われた岩手の奥中山高原の地は傷心を受け入れてくれた。東北大震災のあの3月11日から6年を経たみちのく。宮沢賢治がこよなく愛したイーハトーブの土が、傷心をほんの少しだけでも癒してくれるセンチメンタル・ジャーニー（感傷旅行）となった。

その旅の列車の移動中の夜、不思議なことに、なぜか、高校時代にストームファイヤーを囲んで3年の男子生徒だけで青春を謳歌して涙とともに歌った「北帰行」（旅順高校逍遙歌）が耳の奥底に何度も何度も流れてきていた。



## 特集 3 4月からの新研究生活

### 1 GRM履修生に選ばれて

楊 慧敏（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程1年、GRM履修生）

GRMは、文部科学省の公募による平成24年度の博士課程教育リーディング・プログラム（リーディング大学院）複合領域型（多文化共生社会）に、同志社大学が申請し、採択されたプログラムである。以下では、GRMを履修している筆者が、①GRMに志望した理由、②今後の目標を述べることにしたい。



#### ■ GRMに志望した理由

GRMは、グローバル・スタディー(Global Study)研究科、理工学研究科、および連携研究科（人文・社会科学系研究科）に在籍する学生を対象とした、前期・後期課程の5年間一貫教育プログラムである。筆者は、貧困、戦争、経済危機などの社会課題を解決す

るためには、差別せず人権を守る社会福祉学を重視する必要があると考えている。それと実現するために、客観的な思考とグローバルな視点がGRM課程の履修を通して習得できるのではないかと考え、GRMを志望した。具体的な志望理由は、以下の三点である。

第一に、GRMプログラムは自然科学・理工学の知見と人文・社会科学の知見を有効的に融合できる。GRMプログラムは履修生に、自然科学・理工系の電力、エネルギー、情報、交通、水資源管理の知識と、人文・社会科学系の国際的に研究をリードする多文化共生、神学、人間の安全保証、紛争抑止、平和構築、開発学、政策科学、社会福祉の知識を教え、実践活動に参加させるのが特色である。

第二に、研究者としての能力を向上させる。GRMプログラムには、日本だけではなく他国の専門家、実践家および教育家との交流できる場がある。そのような交流を通じて多くの方々との研究と経験を学び、自分自身の状況に合わせて考え、そのことによってより良い

研究者として成長できると考える。それに、英語を重視するGRMプログラムでは言語能力を磨くことができる。さらに、組織能力と分析能力を磨けると考える。

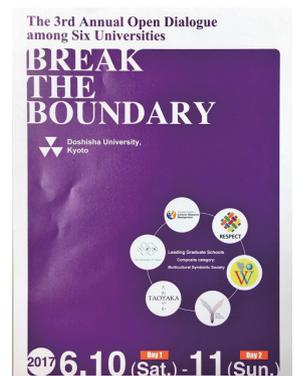
第三に、研究結果を世界に発信できる。高齢化問題が深刻になりつつある現在、世界中が高齢者福祉に注目している。このような状況のなか、人口大国である中国の高齢化問題が特に注目、研究されている。筆者は中国における介護保険モデルを構築することをめざしているが、GRMプログラムの活動を通してそのモデルが新興国と発展途上国の高齢者福祉に参考になりうると考える。

#### ■ 今後の目標

筆者はGRMプログラムの2017年度履修生に選ばれたが、今後の目標は大きく以下の二つである。

第一に、研究に対する期待。筆者は高齢者福祉、特に介護保険を研究している。GRMプログラムにおいて、副専攻(sub major course)である自然科学・理工学の知見を学び、活用することを通して自分の研究を進めたいと考える。さらに、GRMプログラムでは一部の講義やプレゼンテーションやレポートの言語が英語であるため、筆者の英語表現能力を磨き、自分の研究を英文にし、投稿あるいは発表によって研究を進める。それによって、自分の研究を世界に発信できるのではないかと考える。

第二に、研究者としての成長に対する期待。筆者は社会学研究科の在学院生で、人間社会の基盤となるインフラストラクチャーや資源・エネルギーについての知見がほぼない。GRMプログラムの履修を通して、持続可能な発展と多文化の共生に多様な分野で貢献できる研究者になれるように努力したい。



## 2 助教に就任して —変わらない環境、変わっていく自分

郭 芳（同志社大学社会学部社会福祉学科助教）

今年4月より、同志社大学社会学部社会福祉学科任期付助教として着任いたしました。同志社大学では、大学院での4年間、留学生特任助手としての2年間、社会福祉学という領域に身を置いて学び、研究してきました。またここで教員として働くことができ非常に嬉しいです。子どもの時から人を教えることが好きで、夢は「先生」になることでした。「好きなことを仕事にすることが一番理想的である」とよく言われていますが、今の自分はそういう状態であり、非常に満足しています。

昨年、非常勤講師を始めて、1年間の授業を担当して感じたことですが、教育することは一種の対人援助ではないかと考えました。教育のプロセスにおいて学生が主体であり、教員は学生の学習や成長をサポートします。教育という対人援助を成立させるために、教員としての「情熱」をもつこと、「公平」に学生に対応すること、学生から「信頼」されることなど、このような最初の基本姿勢は非常に大事であると思います。新人の私の授業内容の深さはまだ不十分ですが、授業アンケートからみた学生からの反響は悪くはなかったので、これからの教育でもこのような基本的な姿勢を保ちたいと思っています。

変わらない環境で引き続き教員として就任したことに満足していますが、すこし焦りが出ています。私が担当している授業は、社会福祉士と精神保健福祉士養成の演習・実習科目が中心です。来日して社会福祉と出会い、社会福祉学の博士学位を取得しましたが、学部時代に社会福祉を基礎から学んだことのない私にとっては、現在の科目担当にすごく心細い思いをしています。日本語をまだ上手に駆使できない自分が、どのように学生に福祉の理念や思想、ソーシャルワーカーの価値などの知識を正確に、わかりやすく伝えていくかは就任してから悩んでいることでもあります。

今の悩みごとは知識不足のためであると思われ、これを克服するのは知識を少しずつ積み重ねていくしかありません。よかったことは担当している授業のなかに、ベテランの先生方との共同クラスが多数あることです。授業の参加を通して、知識を習得しながら、先生方の教え方も学ばせていただく機会となりました。個人的に教育活動を行ううえで上記の基本姿勢以外に、大切

なことは3つ—①「豊富な知識」、②「熱意」、③「ユーモア」—あると考えています。好きなことを仕事にすることができたので、今の自分は熱意にあふれています。



「ユーモア」は高度な教育技法であり、前者の2つができてから、授業の適切など所で笑いをとり、学生の集中力を高めていく必要があると私は認識しています。この3つの大切なことを念頭に置きながら、今後の教育活動を行っていきたくと思っています。

最後に、これまでの就活について書きたいですが、一人の外国人として今の職に就くまで容易ではなかったです。研究人材データベース JREC-IN の求人情報を毎日チェックして、応募書類を出し続けて、中国語教員応募6カ所、社会福祉教員応募14カ所、合わせて20カ所にのぼりました。途中で、「就活」は「お見合い」と似ているのではないかと感じました。求人している大学のリストをみて、贅沢に選ぶ余裕がなく、自分が大体納得できる大学に、履歴・業績書（＝写真付き釣り書き）を送ります。驚くべきことは、大学（＝相手）は資料審査を行い（＝釣り書きを見て）、面接の機会を与えてくれない（＝会ってくれない）ことが多くあったことです。何か月か後に不採用という結果通知がきて、最後に必ず「今後一層のご活躍を祈念申し上げます」（＝別の相手を探してください）という言葉があります。本当のお見合いではなくてよかったです！今回は、同志社大学に残ることができました（＝親から実家にしばらくいてまだ大丈夫と言ってもらった）。私をここまで導いてくださったさまざまな方々・機会に感謝です。任期の間に研究と教育をバランスよく進めていきたい（＝きちんと躰は身につける）と思っています。何年か後にどこかの大学に就職できるように頑張りたい（＝引き続きお見合いをし、結婚までこぎつけたい）と思っています。

### 3 特任助教に就任して

南 友二郎 (同志社大学研究開発推進機構及び社会学部特別任用助教)



長きにわたる耐震工事を終えた新町キャンパスで満開になった桜は、剪定されたのか、どこことなくいつもの迫力に欠けるような印象を私に与えました。それは、同志社大学における6回目の春を特別任用助教として迎えることができた私にとっ

て、変わっていないはずの場所にいつつも、これまでとは違う新しい世界に足を踏み入れたことを象徴するような出来事でした。

中軽度の障害児者による社会参加の深化方法について、より深い学びを得たいと思い、飛び込んだ同志社大学大学院は、一介の介護福祉士であった5年前の私にとって、そびえ立つ摩天楼のような異空間でした。咲き誇る桜を前に、不安だけが胸に去来し、その美しさを見上げるばかりであったことを、今なお鮮明に覚えています。

「しんどくても、嫌なことがあっても、頑張っていたら先に絶対何かいいことがある。」とは私の母の教えです。また高校時代の恩師は「一生懸命なら誰でもできる。やりたいことを実現するために、時に人間は必死になってやらないといけない」と私を今でも諭してくださいませ。人間は不幸なことほど、記憶にとどめておく習性があるようです。大学院での5年間、しんどかったことや嫌な思いをしたこと、我慢をしなければいけなかったことなど、ネガティブなことのほうが思い起こされます。それでも必死に走り続け、頑張りを続けた、博士学位を取得するまでの5年間は、これまでの人生を基盤に、新たな自分を創造する営みであったのかも知れません。

その先にある博士学位の取得そして教員としての着任という1つの分岐点を迎えた今、教育者としてあるいは研究者として何に対しての闘いを、自分自身が今後していくべきなのかについて、ふと考えることがあります。その答えは着任一カ月もたたない今、出るわけがありません。しかし、そのヒントになる出来事が

最近ありました。

それは、先日私用のため向かった、大阪の北浜駅周辺地下道で遭遇した朝のラッシュアワーでのことでした。スーツなどのビジネススタイルに身を包んだ多くの方が、会社等への道のりを急いでおられました。その表情は一様に引き締まっており、今日すべきことを頭に浮かべながら、(多くの場合) 営利追求の場という闘いの場へと向かうにふさわしいものでした。しかし私はその時、「あ、違う」と直感的に感じたのです。何が違うのかと言えば、追求するものが違うのだと思いました。

ただ、生活上の困難を抱えた人への支援に関する実践方法論の提示ということは、抽象的に過ぎます。それは私にとって、一生をかけて目指すべきことであり、到達すべき領域だと言えるのかもかもしれません。では、その大きな到達点にたどり着くためのファーストステップとして、今の私に何ができるのでしょうか。それは何より、与えていただいた教員としての機会を活かしながら、博士論文で明らかにしたことの次を、地道にそして誠実に、一步一步踏みしめながら探求していくことだと考えています。

指導教授である上野谷加代子先生からは、「すべきこと」「やりたいこと」そして「できること」のバランスを常に考えながら歩を進めることの重要性について、日々ご教示いただきました。学内副査である埋橋孝文先生からは、禁欲的に研究を推進することおよび自身の主張を強く押し出す必要性について説いていただきました。学外副査の斉藤弥生先生(大阪大学)からは、自身の信念からブレずに事を前に進める姿勢を学ばせていただきました。また、博士課程教育リーディングプログラム「グローバル・リソース・マネジメント」履修に際しては、木原活信先生からも貴





重なアドバイスを頂戴しました。先生方からの金言を無駄にすることのないよう、今後とも精進していく所存です。

そうした中、現在の私が恵まれていることは、院生時代をともに過ごした戦友たちが、今なお学内に多くいることです。郭芳先生、李彦尚先生、姜民護先生、田中弘美先生、任貞美さんとは、今後も愚痴を言い合いつつ、教育・研究の場で切磋琢磨していければと思います。皆さん、どうぞお手柔らかにお願いします。

厚生労働省によれば、2015年における男性の平均寿命は80.75歳とのことです。既に私はその折り返し地点を過ぎています。そう考えると、「あなたは年をとっ

ているから、人の倍書いてちょうどのいのよ。」という神の声が、今にも聞こえてきそうな気がします。弱音を吐くようですが、私はこれまでの5年間走り続けてきました。ですので、本当は少し腰を落ち着けた生活を営みたいと思っはみるのですが、現実はそううまくいかないようです。自分らしく、自分なりに、しかし自分を大切にしながら、生活上の困難を抱えた人への支援に関する実践方法論の提示に向け、教育・研究という新たな闘いの場で努力と学びを重ねていきたいと考えています。「この道より我を生かす道なし。この道を歩く」(武者小路実篤)

## 4 特任助教に就任して

田中 弘美 (同志社大学研究開発推進機構及び社会学部特別任用助教)



2017年3月21日、春雨の降る学位授与式において、博士の学位を取得することができました。ここまで導いてくださった主査の埋橋孝文先生、副査の木原活信先生、ご多忙なか学外副査を引き受けてくださった京都大学の落合恵美子先生に、

改めて感謝申し上げます。また、立命館大学の深澤敦先生には、学部時代からお世話になり、博士課程への進学について相談した際には、最後の一步をふみ出しかねていた私の背中を押してくださり、これまでずっと支えてくださったことに、心から御礼申し上げます。

2013年4月に大学院の博士後期課程に入学してから、4年間の研究を経て、博士論文『稼得とケアの調和モデル』の実現に向けて「国際比較と移行経路」を執筆しました。この4年間で振り返ると、確かに良いときも悪いときもあったのだらうと思います。しかし今となってはあまり覚えていません。後ろを振り返る余裕もなく、とにかく少しでも前に進むという気持ちで走ってきたのかもしれない。ただ単に、過去のことをあまり気に留めない性格というだけの可能性もありますが…。

そんな私ですが、博士課程の研究を進めるにあたって心がけてきたことが3つあります。せっかくこのような機会をいただいたので、備忘録的に記しておきたいと思います。まず第1に、周りの人の批判的コメントに真摯に向き合うことです。研究者としては当然のことではありますが、研ぎ澄まされた刃のようなコメントが来たときには、つい逃げたくなってしまいます。そんなことも多々ありましたが、他人の研究に対して時間と労力を割いてくださったことに純粋に感謝し、どのようなコメントにも自分なりに向き合うことを心がけました。そうしたコメントのおかげで研究は進展しました。私の博士論文の大部分は、みなさまからいただいたコメントで成り立っていると言っても過言ではないと思います。

第2に、国内外の学会などに出向いて積極的に発表することです。博士2、3年目は、幸運にも学振特別研究員(DC2)の助成を受けられたため、韓国、ハワイ、イギリス、デンマークなどで発表しました。勇気を出して出て行くことで得るものがたくさんありました。特に、憧れの研究者である Diane Sainsbury 先生や、Ito Peng 先生が私の研究に対してコメントしてくださったことが心に残っています。また、同世代の若手研究者とも交流することができました。私は普段からおひとりさま行動が苦ではないほうですが、特にこうした場所には1人で行くことを心がけていました。そうすると、行った場所で必ず1人は新しい友達

ができます。

イギリスで実施したインタビュー調査でも、たくさんの方に協力していただきました。最終的に22名の調査協力者が得られましたが、その多くがHPなどで連絡先を探して直接Eメールで調査を依頼した方々です。院生の研究だから、ということもあると思いますが、現地ではかなり有名なシンクタンクの代表や官僚などが、ふたつ返事でインタビューを受けてくれたことには驚きました。何事もとにかく「飛び込んでみる」ことが大事だと、改めて実感しました。

第3に、しっかりと休むことです。ワークライフバランスは私の研究テーマの1つですが、実生活でも毎日睡眠をしっかりをとることを心がけ、そして年に1回は旅行に出かけました。海外だけでも4年間で、タイ、ベトナム、台湾、ニューヨークに行きました！アスリートは、心身ともにリラックスできている状態のときにもっとも良いプレーができるそうです。研究者も同じではないかと思います。自分を甘やかしてあげられるのは、自分だけと思って、ときどきチャージすることが大切だと思います（最近、甘やかすすぎて要注意の感もあります…）。

以上が私の心がけてきたことですが、心がけずとも得られたものもあります。それは、4年間のうちに仲良くなった国際色豊かな同志社大学の院生の仲間です。特に、埋橋ゼミの先輩、後輩、同期にはとても感謝しています。ふり返ってみると、1番きびしいコメントをくれるのもゼミのみんな、しかし外に向けた発表の場などで私の研究を1番熱心に擁護してくれたのも、ゼミのみんなでした。間違いなく、私の研究の1番の理解者であったと思います。こうして育まれてきた関

係性を今後も大切にしていきたいです。

さて、4月からはありがたいことに、特任助教として同志社大学に残れることになりました。任期は3年で、最後まで残ると同志社で7年の月日を過ごすこととなります。これは、私が今まで所属してきたどの学校、職場よりも長い期間です。あまり、どのような組織にもロイヤリティーを感じないタイプの間人ではありますが、これはもしかすると、何かが芽生えてくるかもしれない、という予感が少しあります。特に、今年から初めて、ソーシャルワーク演習Ⅱと外国書購読という2つの科目を担当させていただくことになり、大きな不安とともに、新しい経験にワクワクしています。教えるということのむずかしさや、責任の重さを感じながらも、学生に「この授業をとってよかった、楽しかった」と思ってもらえるような授業にすることを目標に、精一杯がんばりたいと思います。

最後に私事になりますが、この4年間、男性稼手・家事提供者を見事にこなし、公私ともに支えてくれたパートナーのリチャード、また大好きな妹、そして両親にお礼を言いたいと思います。私が好き勝手にやっていることを、いつも応援してくれて本当にありがとう。



## 5 留学生特任助手に就任して

2017年4月1日から同志社大学大学院社会学研究科留学生特任助手に着任した姜民護と申します。まず、「留学生特任助手に就任して」という原稿の執筆機会が得られたことに対し、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

私は2011年4月3日に同志社大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士前期課程に入学し、その6年後の2017年3月21日に博士号を取得しました（2011年4

姜 民護（同志社大学留学生特任助手）

月～2013年3月：博士前期課程、2013年4月～2017年3月：博士後期課程）。大学院6年間、黒木保博先生のご指導のもとで、修士論文も博士論文も親の離婚を経験した子ども（以下、離婚経験児という）を対象とした研究を進めてきました。既に面会交流や養育プラン等が子どもの権利として位置づけられている西洋の諸国とは異なり、日韓社会の離婚経験児に対する支援はだいぶ遅れています。離婚そのものを個人と家族の



問題と捉える社会的認識が背景としてあるのではないかと思われませんが、ここで言いたいのは、日韓社会において離婚経験児を対象とした研究は非常に難しいということです。

このような研究状況のなか、私は韓国ひとり親連合という当事者

団体の協力を得て離婚経験児を対象に質問紙調査を行うことができました。その内容が博士論文(タイトル:「韓国における親の離婚を経験した子どもの支援に関する基礎研究」)の一部として構成されています。博士論文は離婚経験児を対象とした質問紙調査と支援施設の職員を対象とした面接調査で構成されていますが、ここでは質問紙調査の結果を紹介させていただきます。2016年3月4日に発刊された「2016年韓国ひとり親連合ニュースレター12」に、質問紙調査の結果をコラムとして寄稿したことがあります。それを紹介したいと思います。

### 「我々の子どものために、大人がすべきこと」

青少年の時期に経験した親の離婚。そして、それによって直面した多くの出来事。なぜ、両親は別れるのか、これから私はどうなるんだろう、一緒に暮らせなくなる親とは会えるんだろうかなどなど…このような状況のなかで、絶えず悩むしかなかった私は、私のことを悩ませる理由を明確に知らないまま、育ってきた。そして、大人になった今、その当時に私のことを悩ませた理由を研究として解いている。その理由を知ることができれば、親の離婚で悩んでいる子どもに少しでも役に立つかもしれないと思っているからだ。今日は、それに対する一つの答えとして、韓国ひとり親連合を始め、多くの団体の協力を得て行うことができた調査結果を紹介したい。

親の離婚を経験した子どものために、大人は何をすべきだろうか。難しくみえないこの問いは、離婚をする、また離婚をした親にとってはあまりにも難しい問いである。この問いに対する答えとして、我が国は子どもの権利として面会交流の認定、離婚熟慮制度の導入、養育費履行に関する法律の制定等の制度的装置を設けてきた。こうした制度的装置が子どもの健全な成長に一助することは間違いないだろうが、それらが果たして子どもが望んでいる根本的なことなのかという

疑いを捨てきれない。

親の離婚によって遭遇する多くの出来事。例えば、親の葛藤、離婚紛争、家庭形態の変化、引っ越し、転学、経済的困難、面会交流等は、子どもを悩ませるのに十分であり、実際にそのなかで、子どもは悩んでいる。換言すると、子どもが悩む理由から大人がすべきことが見出せることを示唆する。

従来の研究では、離婚後の子どもの適応水準を高めるために、親の離婚理由を説明し、一緒に暮らす親を選ばせ、非養育者との面会交流を頻繁に行わなければならないと指摘しつつ、前記のことをしないと、子どもの適応水準が低下すると報告している。

果たして本当だろうか。韓国ひとり親連合を始め、多くの団体の協力のもとで、離婚経験児322名に質問紙調査を行うことができた。実際の統計解析には144名のデータが用いられており、「離婚経験児においては日常生活ストレス認知が適応に影響を与える」という仮説を検証した研究である。本研究の結果は、次の通りである。離婚経験児の適応に影響を与えることは、従来の研究で指摘している親の離婚理由の説明、一緒に暮らす親の選択、面会交流等を「した/しなかった」ではなく、それらを子どもが望む、または望まない時に「した/しなかった」ということである。つまり、親の離婚理由を聞き、一緒に暮らす親を選び、面会交流を頻繁に実施するとしても、子どもがそれを望んでいないなら、結果的に子どもの適応水準は低下するということである。

本研究の示唆は、明確である。離婚経験児の選択の自由を保障すること。ここでいう選択の自由の保障とは、親の離婚理由の説明、一緒に暮らす親の選択、面会交流等に対して子どもは「望む/望まない」という感情を持っていることを認識し、その意思を尊重することである。

親にとってあまりにも難しい問い。親の離婚を経験した子どものために、大人は何をすべきだろうか。この問いに対する答えを見つけるために注目した離婚経験児が悩む理由。それに対する本研究の答えは、今の我々の子どもは、親の離婚理由を聞く心の準備ができており、望んでいるのか、一緒に暮らす親を選ぶ心の準備ができており、望んでいるのか、面会交流を行う心の準備ができており、望んでいるのかについて尋ねてほしがっているということである。言い換えるなら、大人が我々の子どものためにすべきことは、子どもの意思を聞き、それを尊重することである。

上記のコラムでは、言及されていませんが、博士論

文では質問紙調査を通じて「離婚経験児の日常生活ストレス認知測定尺度」を開発しています。この尺度は、子どもが親の離婚によって遭遇する出来事と、その中で持つニーズ（望む／望まない）を考慮して開発されており、これからの私の研究にもよく用いられます。

私は「離婚母子家庭における子どもの心理・社会的貧困を断ち切る支援モデルの開発」に関する研究を進めていく予定です。「心理・社会的貧困」とは、子どもの貧困が深刻化されつつある状況のなか、「経済的貧困」対「経済的以外の貧困」という「貧困」の概念をめぐる議論とともに、貧困層の子どもほど「自己肯定感」「適応能力」「ソーシャルキャピタル」等の心理・

社会的状態が良くないという指摘から、着目したキーワードです。このことは「貧困＝経済的貧困」という従来の観点から脱却し、「心理・社会的側面」から子どもの貧困を捉える必要性を示唆します。これから「心理・社会的貧困測定尺度」を開発し、「心理・社会的貧困」を発生させる要因を検討します。その要因の一つとして博士論文で開発した「離婚経験児の日常生活ストレス認知」を取り上げる予定であり、一先ず、日本を舞台とし、今後は、韓国と台湾へ展開していくことで、留学生特任助手に求められている期待に応えたいと思っています。

## 6 博士論文を書き上げて／ 学振外国人特別研究員PDに選ばれて

任 貞美（日本学術振興会外国人特別研究員PD／同志社大学客員研究員）



2017年3月の学位授与式で博士の学位を取得した。博士論文では、高齢者福祉施設で発生する虐待の連鎖に焦点を当て、効果的な高齢者虐待予防モデルの構築を試みた。これを達成するため、まず、高齢者虐待の実態を反映しうる虐待の定義の再

構築と、レベルの異なる虐待的行為の差異を区分しうる虐待の概念枠組みを確立した。次に、虐待の定義と概念枠組みを実践的に有用な形で活用するため、理論モデルをもとに虐待発生の経路と対処のメカニズムを実証し、効果的な高齢者虐待予防モデルを提唱した。その結果、既存の研究ではとらえられなかった虐待の段階的発生と連鎖の過程を3つの経路を通して検証し、それぞれの経路に合わせた対処のメカニズムを提案することができた。

本論文を作成するにあたり、多くの応援とご指導をいただいた。心より深く感謝申し上げます。主査の埋橋孝文先生には、自由な発想で研究が進むよう常にご配慮や励ましの言葉をいただいた。また、副査の山田裕子先生、田中聡子先生には、迷わずゴールに向かって

研究が進むよう、研究を深化させる貴重なご助言をいただき、同志社大学の諸先生からも暖かい励ましの言葉をいただいた。

研究が進むとともに生じる様々な疑問や悩みをともに考え、フィードバックしてくださった日本社会事業大学の中島健一先生、韓国・慶尚大学の姜ウクモ先生、私の情熱や意志を応援しお祈りしてくださった金サンス神父、李ソンゼ神父にも深く感謝申し上げます。これらの方々のお援やお祈りがあったからこそ、困難を乗り越え、さらに自信をもって研究を進めることができた。また、あきらめず道を歩めば、必ず私の求めることを与えると約束してくださった神様にも感謝する。主の言葉は私が続けて頑張る糧であった。

今年の4月からは同志社大学に学振特別研究員PD（兼同志社大学客員研究員）として在籍することになった。これまではいただいてばかりだった愛や温情を、助けを求める様々な人に分け与えることができるよう成長したい。ジュニア研究者として社会の様々な問題に正面から向き合い、それらの解決のためにアクションできるよう、研究や実践を重ねてその情報を発信したい。この社会に必要な知識人として成長するために、どのようなアイデンティティをもってこれからの人生を歩んでいくかについて、常に問い返ししながら努力を惜しまず頑張っていきたいと思う。

## 7 博士学位を取得して



私は韓国の矯正職公務員である。

日本へ来る前まで韓国の刑務所で受刑者教育を担当していた。来日した時、受刑者たちが再び罪を犯すことなく、社会の一員として新たな出発ができるように微力ながらも役に立ちたくて、受刑者教

育についてもっと深く研究したいと思っていた。

学校で黒木先生に初めてお会いした相談室の空気は気持ちのせいか暑かった。しばらくしてひげの中に隠れている優しそうな姿の先生が入ってきた。短い挨拶の後、博士学位を取得するための前提条件に対する先生からの説明を聞き、妙な緊張感を感じた。実に久しぶりに感じてみたさわやかな緊張感とドキドキ。これにより目標は決まった。韓国政府が定めている時間内に学位を取得することである。

韓国の公務員として家族と一緒に日本での留学生活ができるということは大きな幸運であった。毎日自転車で伏見から学校まで14キロの距離を往復しながら京都の四季を満喫したこと、鴨川や京都御所で桜吹雪に当たりながら散歩したこと、週末には家族とお弁当を作って野に山にピクニックに行ったこと、特にゼミが終わった後、院生たちと研究の話で夜通し杯を傾けたことは、同志社を選択してこそ可能なことだった。そんな意味で私は「幸せ者」であった。しかし、飲み会が終わり家に帰るすがら、その日発表した内容を浮かべ、福祉とは何で博士とは何かを自分に数え切れないほど質問した憶えがある。そんな意味では、私はまだ「幸せ者」ではなかった。結果に対する恐れのため数多くの眠れぬ夜を過ごしたこともあり、たった一つの文が書き込まれず、妻の機嫌をうかがいながら、たばこの煙で私の部屋を立ち込めさせたこともあるからである。

振り返ってみると、その間の学会発表や韓国の矯正行政について紹介する場ではそんなに大きく緊張したことはなかったが、ゼミでの発表はいつも大きな緊張

朴 順龍（韓国清州刑務所保安課心理治療チーム）

感とストレスがあった。私の最初の論文に対する発表で涙が出るほど大きい衝撃を受けて泥酔した記憶がある。日本語に対する指摘から研究方法や論文の構成と論理性まで多くの質問と攻撃の中で自分の限界を感じた。二番目の論文に対する私の発表でも多くの質問と指摘があり、依然として限界は感じたが、涙が出るほどではなかった。三番目の論文に対する発表では人々の質問についても対応できるようになり、不足した部分について真剣に反省する姿勢を持つようになった。しかし、私は知らず知らずのうちに研究者として成長していたのだ。これが黒木ゼミの養育方式(?)なのである。

このような挫折と成長の中、やっと3本の小論文を作成することができた。学位を取得するための条件が充足されたのである。これを基に、私の博士論文は現場職員のインタビューを通じて受刑者教育プログラムの改善方向を考察し、実際にプログラムを作って実施し、心理尺度と質的分析を通じて受刑者の変化を測定している。論文を書き始めた時には果たしてこの研究が成功できるかと悩んだことが何度もあったが、幸いに韓国の現場職員、ゼミのみなさん、そして先生方のおかげで無事に書き終えることができた。私一人の弱さと周りの偉大さを感じた瞬間であった。実にありがたいことであった。

よく考えてみれば、学位を取得するということは複雑で多くの体系の中でやっと一つの階段を探し、それを上ることである。そして自らその階段を上ることができる準備ができたということの意味する。これは終りではなく出発であり、新たな使命感と夢を抱くことである。そして「博士」というのは、学問の領域が広がったから授けられた称号ではなく、やっと狭い針の穴を通過したということの意味であり、これからその穴を広げていけという厳しくて重い称号だと思う。また、自ら論理的な思考能力と問題解決能力を持つようになったということであり、結果として、私はその能力を認められた。いよいよ私は「幸せ者」になったのだ。私が本当にそんな能力や資格があるかはまだよくわからないが、どうせ幸せ者になったついでに、私が同志社で勉強した内容を韓国の矯正現場で活用したいということを希望している。業務そのものが研究活

動につながる現場に飛び込んで疲れを忘れず、幸福感にたっぷり浸って働く幸運があることを念願する。欲張りすぎるかも知れないし、数多くの試行錯誤と不意の攻撃がどこかに潜んでいるかもしれない。それでも幸せ者になるために睡眠時間さえも減らす覚悟を持ってはいるが、やはり幸せ者になるのは容易なことではないらしい。

日本でも似ている冗談があるかどうか知らないが、韓国には次のような冗談がある。

学士：私はもう全てのことを分かるようになった。

修士：私はこれから何を知らないか分かるようになった。

博士：私だけ知らないと思ったが他の人たちも知らないようだ。

教授：どうせ知らないことだから最後まで主張しなければならない。

実に私のための言葉に違いない。この言葉で私を慰めながら、私を「幸せ者」になるように助けてくれた「同志社」の「同志」たち（＝先生の方々、院生の方々）に心から感謝の言葉を伝えたい。

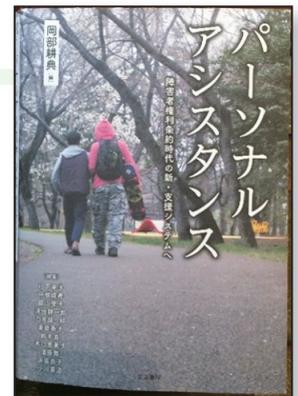
## 書評 1

岡部耕典（編）

### 『パーソナルアシスタンス

### —障害者権利条約時代の新・支援システムへ』

（生活書院、2017年）



評者 山村 りつ（日本大学法学部公共政策学科専任講師）

本書は、序章を含む全10章と2つのコラムからなる構成を12名の筆者で書き上げたものであり、そのタイトルにも示されているように、パーソナル・アシスタンス（以下、PA）の有用性とその制度化に向けた示唆をまとめたものである。その道筋の一つとして、現在既にわが国で運用されている重度訪問介護制度をあげ、その発展形としてPA制度の可能性を示そうとするところに一つの特徴があるといえる。

本書は大きく分けて2つの要素から成る。一つは主にⅠ部で、PAサービスの障害者支援の方策としての有用性、そしてその根本的理念に基づく合理性を述べようとする部分であり、もう一つがⅡ部を中心に、既に各国で運用実績のあるPAもしくはそれと同様のサービスを題材としてPAサービスのわが国における制度化への視座を語る部分である。

まず全体的な評価として、本書は、当然のことながら、PAを是とする大前提に基づくものであり、その意味で「いかにPAを制度化するのか、すべきなのか」という一貫した主張が明確である。さまざまな支援方法のなかで一長一短を並べるようなものではない。その分、読者にはPAがすべてなのか？という疑問が生じる可能性もあるが、しかし当然のことながら、本

書はPA以外の支援を否定するものではなく、むしろ首尾一貫した態度には好感が持てる。これを読めば、「日本でもPAを制度化すべきだ」と大半の人が感じるようになるだろう。

また、前述の2つの要素の後者については、イギリス、カナダ、スウェーデンとさまざまな国の取り組みが取り上げられているが、各章を通じてまず他国の制度の概要とその制度が(PAという名称でない場合には)PAと同等であるといえる根拠の提示、転じて日本の現状との違い、日本でのPA制度化に向けた示唆という構成が統一されている点も読みやすい。おそらくこれは、編者等の指示によるものかと思われるが、それにより本書のように複数の執筆者によって執筆される場合にありがちな全体の軸が不透明になるような状況がなく、その統一性によってPAについての理解をより促すものとなっているといえる。

さらに、他国の状況を踏まえて日本の現状の課題を示すという点においては、日本の制度や実践の具体的な事象をあげ、本書の前半で述べているPAの理念や定義に引き付けて記述しているため、PAの肯定とその制度化を目指すという基本姿勢との一致がしやすく、問題とされる理由が理解しやすいという点がある。現



在の重度訪問介護制度も、なぜそれを発展させる必要があるのか、そのままの制度ではいけないのかという点が、同様の論理で記述されている。

他国の状況の記述についても一つの特徴がある。それぞれの筆者がこれまでの研究で行ってきたインタビュー調査などを中心に記述されているため、多くの当事者の声が登場し、彼らの言葉でPAが語られる。それにより、単にシステムやプログラムとして語られるよりも、PAがまさに障害者の生活の一部としてイメージしやすいものとなっている。

以上のように、本書は、PAというものを理解し、またそれを日本の現状のなかで捉えて、まさにタイトルにあるようにこれからの時代の障害者支援とその政策にどのように寄与できるのかという点を理解するためには、非常に適した書籍だといえる。そのような本書の優れた点の一方で、だからこそ次のような点については読んでいて些かの戸惑いや不満足感を感じた。

一つ目は、第Ⅲ部の記述である。Ⅱ部で他国の状況を踏まえた日本への示唆という統一的な構成をもって非常にわかりやすい記述を行ったという点で、Ⅲ部ではそれらを総括するような論述がみたいところではあった。それぞれが統一的な構成をもっているとはいえ、諸外国の例はやはり個別ケースの記述である。各々に示された日本への示唆に共通点もみられるが、だからこそそれら諸外国の実践や制度形成過程から日本でのPA制度化に向けた示唆を総括的に論ずる部分が、Ⅲ部もしくはⅡ部の終わりにほしかったところである。しかし実際には、Ⅲ部でも再度他国の一制度をあげる形となっており、その点は最後の最後に消化不良な印象を受けた。

また、PAの制度化に向けた方策という点では、もう少し具体的な「策」の提示が期待されるところである。日本の状況の記述の中には、なぜ今現在PAが制度化されていないのか、という点についても考察があった。その一部は、これまでの政府の審議会等々での議論の記録を元にして、どのタイミングで制度化とは違う方向に舵が切られたのかといった詳細な記述であった。ただ、その舵が切られた原因（たとえば財源問題やダイレクトペイメントとの関係における認識不足）といった点についての直接的な解決策（どのように財源を確保するのか、あるいは想定されるほどコストがかからないという説明やサービス供給体制についての具体的な提案をどのようにするか）にはあまり立ち入らず、繰り返しPAの必要性和障害者支援としての妥当性を述べるにとどまっている。

PAの理解を促進しその意義を示すという点について

は十分な記述がみられるが、PAの制度化を射程に入れた研究ということであれば、サービスの理想やすばらしさだけでなく、現実的な課題に対する打開策や代替案の提示までに至ってほしいところである。その意味で、本書での制度化に向けた示唆は、特にPA制度の現状や日本の記述の課題に比べると具体性が弱いと感じた。ただし、これは、本書の目的において「制度化」という点にどの程度比重を置いているのかにもよるところであろう。

最後に、評者が感じた本書の意義を挙げておきたい。PAだけでなく、諸外国で実施される様々な障害者支援サービスが、これまでも多くの研究者によって研究されてきた。その場合、ほとんどは、一つの国の現状と日本の現状の比較という形が多いように思われる。それは、一人の研究者が同様の制度をもつ多くの国を同時に対象として研究をすることは、現実的には難しいからである。あるいはそれをすれば、一つ一つの国についての分析と考察がどうしても浅くなるだろう。

本書では、それぞれの執筆者が一地域のサービスについて記述している。それらはその執筆者がこれまで焦点を絞って研究してきた国や地域であり、さらにそこに当事者インタビューなどを用いることで表面的な概観では分からない深部への考察が行われている。そして、それを一冊の書籍にまとめることで（さらにその記述を統一することで）、国際比較のなかでPAという支援方法を多角的・多層的にとらえ、その多様性の中に共通するPAの核の部分に接近することが可能になっていると感じた。

さらに、インタビューなどに代表される質的調査をその記述の中心としたことには、もう一つの利点もある。その読みやすさである。学術的な記述が中心となる文章は、どうしても馴染みの無い者にはある程度の読みにくさがある。しかし、本書のⅡ部はインタビューなどの語りを多用した記述となっているため、（インタビューが学術的でないという意味ではなく）おそらく様々な読者にとって読みやすいものとなっていると思われる。特にPAの理解を促進するという点については、それが意図的なものかどうかは別として、この記述の方式を選択したことは正解であったといえるだろう。



## 書評 2

倉持史朗

### 『監獄のなかの子どもたち』

—児童福祉史としての特別幼年監、感化教育、そして「携帯乳児」]

(六花出版、2016年)



評者 江連 崇 (名寄市立大学保健福祉学部助教)

『監獄のなかの子どもたち—児童福祉史としての特別幼年監、感化教育、そして「携帯乳児」』は2016年12月に六花出版から刊行された。出版にあたり社会事業史学会より吉田久一研究奨励賞（刊行助成）を受賞しており、社会福祉史研究者からの関心の高さが伺える。

本書では、著者の丹念な史料検討により、明治期における監獄とその「周辺」における児童問題について論じられており、「加害性」を有する児童や、肉親の「加害性」により監獄に収容されている児童について、当時の監獄関係者がどのように捉え、処遇しようとしたのかを明らかにしていく。浅学の評者が書評することは、はなはだおこがましく、心苦しくあるが以下各章の若干の内容紹介、そして感想めいた若干のコメントをしたい。

まず序章において、これまでの「監獄と児童」に関する先行研究レビューや本書の意義、目的などについて記されており、現代日本における非行・犯罪児童研究の議論に対して歴史的研究の提供が如何に必要も述べられている。

第1章「『大日本監獄協会雑誌』と監獄改良運動」では、大日本監獄協会、そして協会から発行された『大日本監獄協会雑誌』について分析しており、これまで明らかにされてこなかった雑誌の特徴や大日本監獄協会と警察監獄学会の関係性について言及している。

第2章「『監獄雑誌』上における感化教育論」では、警察監獄学会から刊行された『監獄雑誌』について、その団体の特徴や雑誌の性格、そして掲載された論考から当時の監獄改良や感化教育論について分析している。留岡幸助・山本徳尚・小河滋次郎の感化教育についての言説分析を行い、またそれら言説が現れた背景や、監獄官僚・関係者が感化教育推進の中心にいたことの影響について述べられている。1章と2章で取り上げた2つの雑誌は本書の中心的な史料となり、2つの章を割いて対象史料の丹念な書誌研究が行われてい

ることは本書の大きな功績であろう。これまで社会福祉史研究に限らず多くの研究者に扱われてきた『大日本監獄協会雑誌』、『監獄雑誌』についての書誌的研究は、表面的な論考について取り上げるだけではなく、その発行組織、論考、執筆者の傾向を分析されているもので、感化教育、監獄、更生保護研究への大きな貢献である。

第3章「帝国議会における監獄費国庫支弁問題」では、当時、監獄関係者から監獄改良の妨げになると批判されてきた地方税支弁から、どのような経緯をもって国庫支弁へ至ったのか、第二回帝国議会から第一四議会までの『帝国議会議事速記録』を用いて明らかにしている。国庫支弁問題が長期化した理由について「国家間の外交問題や政府の財政状況、さらには政府と政党（もしくは政党間）の対立や連携、妥協などといった複雑な『政治的』絡み」があったことを著者は指摘し、また監獄費国庫支弁が感化法制定の直接的な契機になったと結論づけている（101頁）。

第4章「感化法制定と犯罪予防の論理」では、感化法制定に至るまで、関係者からどのような議論が挙がっていたのか、「予防」という視点からその議論の特徴や問題性が述べられている。また本章のまとめでは、小森陽一やひろたまさきなどの研究と関連させるなど、社会福祉史研究の枠に収まらず、近代日本の中でこの感化教育の位置付けを試みている。この点にも著者の視野の広さが伺える。

第5章は「小河滋次郎の感化教育論—感化法制定後の感化教育論を中心として」では、監獄改良を牽引した小河の感化教育思想について小河の学位論文「未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ」を取り上げ分析している。本章は第6章で検証する特別幼年監（懲治場）をより立体的にみるための「助走」的位置づけと評者は解釈した。

第6章「監獄に残る子どもたち—特別幼年監（懲治



場)における『感化教育』は本書の中でも中心的な章のように感じる。著者が指摘するように特別幼年監(懲治場)についての実践は高い評価があるにも関わらず、これまで、その詳細を扱った研究は少ない。本章の中では特別幼年監設置までの流れと、州本育成学舎、中村少年学校、横浜根岸学校女子部の個別の実践を明らかにしている。そして、そこでは「職員の高い教育的配慮の下に児童の処遇が行われて」おり、より「特別幼年監の職員は自らの実践を『感化教育』と自認し、懲治人である児童と向き合っていた」と記している(177頁)。

第7章「監獄に住まう乳幼児たち—近代日本における『携帯乳児』の実態」では、著者のオリジナリティが発揮された画期的なものだ。「携帯乳児」とは「自らが非行や罪を犯したわけではないが、生まれながらにして監獄に住まう」子どもを指す(195頁)。本章ではこれまでほとんど研究されてこなかったこの問題についても言及している。「子どもの人権や福祉に関わ

る研究に身を置くわれわれの関心の低さも、この携帯乳児の制度が現在もなお日本の矯正に存在し続けていることと無関係ではない」という文章は、読み手の心を締め付け、歴史研究でありながら、この児童問題が現代の課題であることを実感させられる。

本書では、これまで見落とされてきた明治期における「監獄と児童」の問題が分析されているが、そこには、著者の現代への強い意識が伝わってくる。著者はこの「監獄と児童」の問題を歴史の高みに立ち、「距離感」を持ちながら分析することや、監獄改良を担った人物についてロマンチックに語ることはしない。著者にとって「監獄と児童」の問題は「現在の問題」なのである。そして、それは文章から読み手も実感するものであり、本書は「歴史から現代をみる」ことを可能にする貴重な良書である。本書が歴史研究者のみならず、社会福祉研究に携わるもの、福祉を学ぶ学生、そして児童福祉の現場で働く職員など多くの方に読まれることを期待したい。

## 書評 3

### 加藤博史・小澤亘(編著) 『地域福祉のエンパワメント —協働がつむぐ共生と暮らしの思想—』 (晃洋書房、2017年)

評者 内山 智尋 (名古屋市地域振興課コミュニティサポーター、日本福祉大学非常勤講師)



#### ■ はじめに

近隣との人間関係の希薄化、町内会・自治会への関心の薄れが指摘される今の日本の地域において、地域住民がそれぞれ出番や居場所を持ちながら安心して共に暮らしていくためにはどうしたらいいだろうか、いつもこんな問題を自分に投げかけながらコミュニティサポーターとして地域に入り仕事をする評者にとって、この本は「共生」のあり方についてより深く考察するきっかけや方向性を与えてくれた。主な特徴としては、在日コリアンや中国人帰国者などのいわゆるマイノリティに焦点を当て、そこに住む人たちが様々な課題を抱えながらも互いに支え合いながら成長、つまりエンパワーされていく様子を描いている。同時に、彼らを支援する為の地域ネットワークも立ち上げられ、それらの活動が展開されることで地域における互助活動が

強化され、福祉の地域力もエンパワーされていく経緯を説明している。また、主導的に取り組んでいる民生委員に対する調査結果及びインタビューの内容が非常に細かく記録されており、第一線の現状を理解する上でも大変貴重なデータが多く含まれている一冊と言える。

本書は全6章で構成されており、まず各章の内容を簡単に要約したいと思う。

#### ■ 本書の構成と概要

第1章では、京都における在日コリアン、中国帰国者そして日本人に対し、健康状態、近隣関係、地域活動への参加、幸福度などについて調査を行い、それぞれの生活の実態や課題について明らかにしている。特に、在日コリアンや中国帰国者が地域において困難を

抱えながらも、民生委員や老人福祉員、民族団体のネットワーク等で支え合い、共に拠り所を築きながら生きてきた様子を描いている。そして、今後も模索を続けながら、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで送られるような取り組みを進める必要性を説いている。

第2章では、今度は中国帰国者に焦点を当て、高齢を迎える中国人帰国者1世の生活や介護の実態について、アクションリサーチという調査方法を通じて実態を描き、その後の2世を中心とした支援体制の構築、展開の様子が述べられている。日本人でありながら日本社会に馴染めず戸惑いながらも、これまで自立したくましく生活してきたことを自負する一面も持つ1世の人たちの複雑な状況を明らかにすると同時に、どのようなサポートができるか今も模索を続ける日本社会の未熟さも浮き彫りにしている。中国帰国者への支援から多文化共生に発展していく地域活動の様子も紹介する一方、活動の継続性の難しさなどの課題にも言及している。

第3章では、調査の対象を民生委員・児童委員に移し、活動の実態や直面する困難、その乗り越え方、住民側の認識の問題などを明らかにし、調査の成果として8つの内容にまとめている。また、民生委員の感じる課題や工夫した取り組み等の生の声を紹介しつつ、対策として情報の共有化や関係機関との連携の必要性を説き、問題解決に向けた提案を行っている。最後には、KH コーダーを用いて民生委員の声を分析し、そこから見えてくる傾向を論じている。

第4章では、民生委員制度の沿革や京都の自治組織の歴史に触れ、民生委員法を引用し、その基本姿勢や性格等を述べ、また行動宣言や活動強化策を紹介することで、民生委員の役割を分かりやすく整理している。最後に、民生児童委員・主任児童委員、京都独自の老人福祉員・外国人福祉委員のそれぞれの主たる活動や実態を説明し、どの職務もその基盤にソーシャルワークの精神があり、まさにこれらの活動の積み重ねにより「地域力」が育まれてきたことに対し、ある種の敬意を表す形で結びとしている。

第5章では、地域福祉の担い手とはいったい誰なのかという問いに対し、「住民主体の原則」に基づいて実施されることの発展的な意味を、個レベルと地域社会レベル両者に求め、その根本に内発性を重要な要件とすることを説いている。また、これからの地域包括支援体制の構築にあたり新しく打ち出されたビジョンや理念を紹介し、住民の主体性が一層必要不可欠なることを強調する一方、地域の担い手不足の実態や打開策についても言及している。現状として、マイノリ

ティ支援を行う NPO 組織の存在や町内会・自治会の役割の大きさ、社協の貢献を事例として挙げ、そこから見える地域福祉実践の条件をまとめている。最後に、地域福祉ツールとして GSI システムを利用した支援体制づくりの可能性についても紹介している。

第6章では、演劇という手法を通じて実施した寸劇ワークショップ「JOY トーク」について、それが完成するまでの経緯や実際の内容の詳細が紹介され、その時の様子が容易に想像でき、皆の熱い思いが伝わってくる。具体的には、在日コリアンや認知症高齢者を扱った深刻なテーマを、逆に「笑い」に包み込んで会場に投げかけ、そこから気づきや共感、学びを得ることを目的としている。このような形で問題意識を住民の間で共有化することは、無関心な人に関心を持たせるきっかけとする目的以外にも、外国人福祉委員自身がこの活動によりエンパワーされる原動力にもなる非常に有用なツールであることを証明している。

## ■ 本書の意義

本書の中でも述べられているように、今後日本は「ニッポン一億総活躍プラン」の下、全ての人々が生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、地域住民の強い主体性や連携・協働を通じた地域づくりが期待されている。その為には、住民がそれぞれの内発的な発展を推し進め、エンパワーされていくことが必要であると考えますが、この本はまさにその難しさを明らかにすると同時に、その困難を皆で何とか乗り越えていかなければならないという強いメッセージを我々に届けようとしている。

本書の中で、地域の担い手問題を取り上げ、その解決策の一つとして、町内会などの地縁組織の重要性を再確認し、今後は地縁組織がテーマ組織を内包しながら発展していくことの方策を述べている。確かに、ローカルに生きていくことの重要性をいくら説いても、危機意識の弱い若い人にはそう簡単に響くとは思えない。解決策を簡単に打ち出せるような課題ではないが、地縁のつながりだけを重視するのではなく、新たにテーマという切り口を与えることで、その可能性を広げる提案は有効であると考えます。つまり、地域の中に、楽しくそして様々な種類の活躍する「場」を多くつくるのが大事である。それは、福祉的なボランティア活動に限らず、コミュニティビジネスの経済活動など、生活に必要な営みも含むものであると考える。

本書でのエンパワメントとは、「主体性のパワーの発揮」を指し、地域福祉活動と住民が互いに実践を通じて影響し合いながら共にエンパワーされていくことを意味しているが、これらがエンパワーされる為には、



それを取り囲む社会環境も共に成熟していくことが求められる。例えば、社会経済的な条件や公平な情報の取得、サービスへのアクセスの保障、ソーシャルキャピタルの醸成などにより私たちの社会参画が実現し、初めてエンパワメントにつながると考える。つまり、エンパワメントを支える環境にも目を向けないとその継続的な広がりや高まりは難しいと考える。本書でも、日本人の差別的な行為や言動が原因で地域との関わりに消極的になる中国帰国者のインタビューが紹介されており、まさに周囲の理解の欠乏が一つの障害になっていることを表している。これに対し、地域交流を行うことで相互理解を深めようと試みるが、実際は盛り上がりがいまひとつと言った現状がある。このような社会環境、地域の人たちの理解や意識をどのように変えていけるのか。これは地域交流のようなミクロ的な

活動だけによって解決できる問題ではなく、行政の総合政策や教育、メディアのあり方など、よりマクロ的な視点を意識することも必要かもしれない。つまり、ミクロの現場実践をマクロの政策へと如何に反映させていけるか、この点に注意しながら活動の展開を考えることが求められると考える。

また、何をもってエンパワーされたと判断するのか、例えばオーナーシップや自己決定力などその評価基準をより明確にすることでエンパワメントの要素が明らかになり、結果的に継続的な活動の戦略構築にもつながるのではないだろうか。

最後に、この本から受け取った多くのヒントや熱いメッセージを心に刻み、分断されることのない本当の共生社会を目指して、明日からまた仕事に励みたいと思う。

## 書評 4

清水習

### 『構造と主体 —政策の可能性と不可能性—』

(晃洋書房、2017年)



評者 王 偉 (同志社大学大学院社会福祉学専攻外国人研究生)

#### 1. 本書の問題意識と目的

本書は、政策を一種の「思想」、政策学をその思想の「可能性と不可能性」を考察する学問として捉えている。著者によると、政策の「可能性と不可能性」をより広範囲に理解するために、より様々な分析手法と理論を応用し、多角的に理解する必要がある。その一方で、政策研究において、研究アプローチの多様化に伴って政策研究のセクショナリズムが生じやすい。セクショナリズム的断絶は、最終的に個々の研究が政策学としての大局的な議論にどのように貢献できるかが示されない危険を伴う。つまり、政策の「可能性と不可能性」の議論が不十分なまま取り残されている。これは著者の最大の問題意識であると言える。

この問題意識を踏まえて著者は本書の目的について以下の3点を挙げている。それらは、①構造と主体の問題を軸に、政策研究における代表的な分析手法の理論的な相違点とそれらの有用性と限界を明確にすること、②現代政治経済における政策過程を分析する上

で必要となる広範囲な研究射程を考察すること、③様々な研究手法や広範囲な研究射程を包括的に応用できる分析手法と理論を明確にし、その限界を考察すること、である。

本書は3部構成となっている。以下、まず本書の内容を簡単に紹介する。

#### 2. 内容紹介

##### ■ 第I部

第I部にて、代表的な分析アプローチである制度主義、合理主義、構築主義が紹介され、それぞれの理論的差異と、政策研究における有用性と限界も詳細に考察される。

第1章では「構造と主体」という哲学的な問題が分析され、政策分析においても、「構造と主体」の問題が関係してくることが明らかにされる。第2章では、制度主義のアプローチが取り扱われて、制度主義的アプローチの発展と限界も分析される。第3章で、著者

はアクター「合理性」や「戦略性」を考慮した研究アプローチである合理主義の考え方をゲーム理論という研究手法に焦点をあてることで、政策過程を主体サイドから考察してゆくこととする。

第4章では、第5章で説明される構築主義の基礎知識として、イデオロギー理論が紹介される。イデオロギーとは、社会的に共有される政治思想等を意味するが、このイデオロギーに関する理論は、政策が「思想的なモノ」である限り、これは、本書において、一貫して取り扱われる。第5章で、著者は、政策における思想の役割を、より理論的に明確化し、イデオロギーの編成と多様性について様々な方法を提示している構築主義的アプローチとその応用を明らかにしてゆくこととする。第6章では、第I部のまとめとして、3つのアプローチを応用した研究の例を見てゆくことで、その代表的なアプローチの分析的有用性と限界が明確にされる。

## ■ 第II部

第II部では、政策研究における分析対象となるアクターの範囲（政策分析の射程）が広げられ、その関係性を明らかにされる。政策分析の射程を広げるというのは、政府や政府機関のアクターの思考や行動に影響を与える知識人やメディア等のアクターや機関も分析対象に取り組むということである。

第II部のはじめである第7章では、知識人とメディアを中心に、これらのアクターや機関がどのように政府や政府機関、そして、政策過程に影響を及ぼしうるかが、現代メディア論などの理論をもとに明らかにされる。つまり、知識人とメディアの政策過程における役割と影響力が明確にされる。

そして、第8章では、これらの役割をより大局的に指摘したマルクス主義のイデオロギー論が考察される、フーコーの統治論のもととなったマルクシストのイデオロギーが明確にされることで、知識人とメディアによって、いかに「日常」や「常識」というモノが構築され、経済システムや政策が作られているかということが考察される。しかし、マルクス主義のイデオロギー論には限界がある、すなわち、すべてを「階級闘争」として捉えてしまって、現実の複雑性を軽視してしまうことになったということを著者も指摘する。

これに対して第9章では、マルクス主義とは異なる形で、アクターや機関の関係性とその複雑さを理解するために、ネットワーク論の発展が明らかにされる、より多様な形でアクターや機関の関係性が大局的に考察される。

## ■ 第III部

第III部にて、著者は文化的政治経済（CPE）アプローチと脱構造主義的アプローチの議論を通して、構造と主体、制度や合理性、思想、ネットワーク構築とネットワーク間の闘争性といった要素をどのように理論的にまとめあげ、分析手法を確立しているかを明らかにする。また、そのような大局的な理解を提示する上で、2つのアプローチ間に「構造と主体」の間を巡って議論が展開されていることを最終的に明確にする。

第10章では、文化的政治経済（CPE）アプローチが紹介される。CPEアプローチでは、セミオシス分析、戦略的關係性アプローチ、そして、多様性・選択性・維持性の理論等を提唱することで、構築主義的理想主義に陥らずに、制度主義や合理主義の要素を取り入れた研究視座を提供するということが明確にされている。そして、CPE学派は、このようなアプローチこそ、政策過程や政治経済のダイナミクスにおける、思考の可能性と物質的制限の双方、つまり、「可能性と不可能性」を現実につねることができると主張している。

第11、12章では、脱構造主義的アプローチが紹介されている、脱構造主義的アプローチの言説分析理論では、人々の関係性を言説という統一されたフィールドの中で捉え、その言説内や、言説間闘争の関係を政治における構造と主体のダイナミクスとして捉えることが提唱されている。

## 3. 本書に対する感想

政策研究のセクショナリズムについて、著者は「構造と主体」の問題を主軸に、政策研究における代表的な研究アプローチの有用性と限界を比較検討しつつ、「政策を大局的に分析する」可能性を考察することで、政策の「可能性と不可能性」という議論に新たな視座を提供している。本書は、代表的な政策研究手法とそれらの基礎となっている政治学や経済学、社会学的理論や思想を確認した上で、個々の政策研究における貢献度を評価している。最終的に、個々の研究手法を包括的にまとめあげるための「大局的な分析アプローチ」の必要性を提唱し、政策を包括的に、そして多角的に分析するための理論と方法の可能性を考察している。

ここまで紹介してきたように、本書の主たる論点が「大局性」を巡って展開している。しかし、ここでの「大局性」は究極的に言うとは何であろうか。というのは、著者は本書の中で「大局的な分析」「大局的にまとめる」「包括的にまとめる」などの抽象的言葉で表現しているが、その具体性に関しては詳しく説明していなかった。



評者の理解で著者の観点をまとめてみれば、「大局性」には「大局的な研究射程」と「大局的に分析する方法」2つの側面が含まれているであろう。

「大局的な研究射程」とは政策分析の射程を拡大することを指しているであろう。従来の政策研究における分析対象となるアクターの範囲は、政治家や官僚、政府機関、公務員、公文章及び企業などに主眼が置かれていた。ここで著者が提示しているより広範囲的な研究射程とは、政府や政府機関の思考や行動に影響を与える知識人やメディア等のアクターも分析対象に取り組んでいることであろう。

それに対して、「大局的に分析する方法」とは3つのアプローチをまとめた方法論、ネットワークや闘争性などの概念等を包括した、より多様な分析手法を指しているであろう。著者は、「大局的に分析する方法」と言える分析方法について、ネットワーク論、CPEアプローチ、脱構造主義的アプローチの言説分析理論という3つの視座を提示している。ネットワーク論の導入によって、研究射程が幅広い範囲に拡大できる。CPEアプローチは、3つのアプローチを大局的にまとめることを可能にする。脱構造主義的言説分析は、闘争性を分析する方法を提示している。

もう一つ興味深いのは、本書はCPEアプローチと脱構造主義的アプローチの違いを乗り越えて、両者のアプローチを融合していることである。両者のアプローチの相違点が多いが、両者が共通している所もある。

例えば、CPE学派は、多様性から選択性への移行における脱構造主義的言説的闘争性を取り入れることが可能に見える。逆に、脱構造主義的言説分析者の多くは、CPE学派が提示する戦略的関係性アプローチの有用性を認めている。確かに、両学派のアプローチの違いを根本的に乗り越えるのは難しい。しかしながら、本書のような、両者を融合しようとする試みは、これから「大局的なアプローチ」の形成と、新たな理論的發展にかなり貢献していると考えている。

最後に、本書に言及されている「マルクスのイデオロギーの全ては階級闘争」という点について疑問を投げかけたい。マルクスによる史的唯物論は、人間社会の発展に関する普遍的な理論であり、その中身は、社会存在と社会意識の弁証的な関係性である。すなわち生産関係を中心とする経済的な社会存在が、社会意識の基礎でありながら、社会意識の発展が、すべて社会存在という物質的な発展に応じて引き起こされ、また社会意識は独自性を持ち、社会存在に対しても一定の反作用を及ぼしている。「階級闘争」とは、社会発展途中における社会矛盾の1つの現象にすぎず、マルクス史的唯物論の中身のすべてであるわけではない。マルクスの社会存在と社会意識に関する弁証論は、CPEアプローチの「思考の可能性と物質の制限の双方（両立可能性：compossibility）」と類似しているものであり、CPEの理論基礎の一つになっているともいえる。

## 書評5

久保英也(編著)

### 『中国における医療保障改革 —皆保険実現後のリスクと提言』

(ミネルヴァ書房、2014年)



評者 史 邁 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程)

#### ■ 本書の内容

第1章は、中国の医療保障システムの全体像や改革開放以降の医療改革の経緯と成果を整理した上で、現在の医療システムの課題を「公平性」「効率性」「医療の質」という三つの側面からを包括的に洗い出している。著者は、国民の医療ニーズの顕在化に伴い、(医療資源への)アクセス保障という面では公平性がかな

中国の医療保険制度は、名目上、皆保険が実現している。しかし、その実態は大きな格差と厳しい自己負担に苛まれている。本書は、国際共同研究により、計量分析を含めて分析し、リスクの明確化と改善に向けた政策提言を行なっている。本書は、終章を含めて9章で構成されている。まず、以下に本書の内容を鳥瞰しておきたい。

り改善されてきたと評価している。その一方で、公的  
制度の保障水準が依然として低いこと、基礎医療機関  
の弱体化による医療サービスへのアクセスの困難、地  
域格差にもたらされた医療の質の格差、審査・監督体  
制の欠如などの課題を指摘している。

第2章は、中国の国民医療費の将来像と具体的な改  
革のあり方を明らかにすることを目的としている。著  
者は、日本の国民医療費の動きから中国の医療費の長  
期シミュレーションを行って観察してきた。その結果  
から、中国の医療制度改革に向けられる時間的余裕は  
10~15年であることを指摘し、国民医療費は需要サイ  
ドの改革だけでは対応しきれず、供給サイドの大胆な  
改革が必要であると明示している。

続いて、第3章から第5章（本論の第1部）は前章  
の結論からの具体的な展開として、医療の「供給サイ  
ド」の課題を分析し、改革案を提案している。各章は  
それぞれ日本やアメリカなどの先進国の実践に照らし  
つつ、医療の「供給サイド」の中のもっとも肝心な側  
面—医療機関管理制度（担い手）、医療保険支払制度  
（給付）、医師の地域偏在の解消（人材確保）という  
3つの要素から改革案ないし実現条件を考察している。

ここでは、各章において著者が提示している一つひ  
とつの改革案については詳しく紹介しないが、今後の  
医療体制改革に関していずれの側面にも共通するポイ  
ントは、以下のようにまとめられる。すなわち、①公  
私連携関係および役割分担（例えば公的医療機関と  
民間医療機関）の具体的な実現を重視すること、②医  
療資源の分配による「様々な格差（例えば都市と農村）」  
の固定化に注意を払わなければならないこと、③限ら  
れた医療資源を最大限効率的に利用すると同時に、情  
報開示・給付の標準化などによる公平性の確保を重視  
すること、という3点が挙げられる。

さらに、第6章から第8章（本論の第2部）では中  
国の医療保障の改善案を打ち出している。第6章と第  
7章は中国の大連市を例として都市と農村の両面から  
現在の医療保障制度の有用性と継続性を実証的に評価  
している。その結果、財政の安定化問題が、都市であ  
っても農村であってももっとも主要な問題だと著者たち  
は指摘している。都市部において、この問題が主に人  
口構造の変化（高齢化）によってもたらされ、保険料  
率、賃金水準、医療コストの上昇などに影響している。  
支出均衡のための対策について、保険料システムの改  
善、資産運用効率の向上、多様なリスクへのバッファ  
ー基金の設立などの点を著者が提示している。それに対  
して、農村部においては、保険のカバー率がほぼ100%  
となる中で、今後さらに改革を進めていくには、社会  
保険を構成する各主体、すなわち各層の政府、管理機

構、指定医療機関、加入者の4者間の利益相反を緩和  
していくことが重要となると、著者は指摘している。

こうした都市と農村の両面からの検証に対して、第  
8章は「公私ミックス」のディメンション、すなわち  
公的医療保険と民間医療保険の関係性から中国の医療  
保険の全体像を捉えている。

## ■ 若干の感想

以上紹介してきたように、本書は様々な次元から中  
国の医療保障改革の現状と課題を検討している。本書  
は、単なる中国の医療保障の具体像をわかりやすく伝  
えているものだけではなく、評者のような社会保障の  
学習者に、読み終わってもさらに深く考えさせる一冊  
でもあると思っている。以下、本書に対する若干の感  
想を述べていきたい。

第8章で言及された中国における民間医療保険の位  
置付けが大変興味深い。著者によると、中国の民間医  
療保険は公的医療保険制度に対して大まかに2つの位  
置付けが捉えられている。1つは、日本および他の国々  
でも行われているように、民間医療保険が公的医療保  
障の「代替もしくは実質的な補足役割」を果たしてい  
る。例えば現在公的保険が提供しない大病や、企業の  
福利厚生に対して保険サービスを補充的に提供してい  
る。

もう一つは中国の独特の点として、公的保険制度の  
なかであっても、民間保険会社も取り込まれているこ  
とである。というのは、公的部門は最終責任を負いな  
がら（最終責任者・規制者）、実際の運営面において、  
被保険者との取引や基金管理などの具体的な業務を、  
保険サービス管理ノウハウを有する民間保険会社（運  
営者・提供者）に委託（アウトソーシング）している  
ということである。このような官民連携に基づく社会  
保険のやり方は、特に保険意識が欠如している農村地  
域において公的保険が急速に普及することに役立って  
いる。著者はその特徴をメリットとデメリットの両面  
から整理しているが、明確な評価をしていない。

ここで、評者が気づいたのは以下の2点である。ま  
ず、中国の民間保険会社と言っても、必ずしも純粋な  
民間企業ではない。例えば、本書の中で取り上げられ  
た「太平洋保険会社」のもっとも大きい株主は国有資  
産監督管理委員会である。そのほかに「平安保険」「人  
民保険（人保）」「人寿保険」など委託業務を実質的に  
請け負う力を有する保険会社は、いずれも典型的な混  
合型国有企業である。つまりこの意味では、公的保険  
の運営業務を民間が行うというより、ただ別の公的部  
門に委託することになるのではないだろうか。

もう1点は、このようなやり方が従来のやり方に比



べて効率的だというなら、具体的にどのぐらいの効率性が向上できたのか。つまり、VFM（バリュー・フォー・マネー）の視点から見ると、このような経費が節約できたのかを明示する価値があると考えている。

この中国の独特の実践が社会保険の効率性向上に本当に有益であれば、むしろ医療以外の社会保険、あるいは高齢化社会に苦闘している他の国々の社会保障改革にとっても参考になるのではないだろうか。

## 書評 6

### 上村泰裕 『福祉のアジア —国際比較から政策構想へ』 (名古屋大学出版会、2015年)



評者 楊 慧敏 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程1年)

#### ■ 本書の問題意識と目的

本書は、「東アジア諸国の福祉には、何か先進福祉国家のそれとは異なる特徴があるのだろうか？」を問題意識とする研究書である。

本書の目的は、①東アジアの特徴とその原因を究明した上で、②東アジアの福祉を拡充するために比較研究を通して地域規模の政策構想につなげる方途を模索することである。それらの目的を達するために本書は10章より構成される。

#### ■ 内容の要点

第Ⅰ部「対象と方法」(第1章～第3章)では、東アジアの福祉が比較研究の対象になりうることを示し、「研究に必要な道具立てを工夫する」とともに、他の大陸との比較を通じて東アジアの福祉の特徴を明らかにしている。第1章では、アジア経済危機をきっかけとして、「東アジアの福祉」が論じられるようになった。しかし、東アジアは比較福祉国家論の対象として研究されてこなかった。一方、東アジアの福祉国家は大きく変化しつつあり、福祉レジームの再組織化が求められる。そのため、第2章で福祉国家は、企業との間に「企業福祉の国家化」、家族およびNPOとの間の「協働」への転換を図っていくことが望ましいとされる。著者は第3章において福祉国家の壁を打破するには徴税能力の制約を踏まえて東アジア流の制度設計をすべきと論じる。

第Ⅱ部「典型としての台湾」(第4章～第6章)では、台湾の事例を取り上げ、後発福祉国家の発展を制約する諸条件を解明しようとした。第4章と第5章では、

台湾における後発福祉国家としての労使関係・高齢者福祉政治・社会保障と企業福祉を論じ、台湾の福祉では役割分担の再編が進んでいるが、台湾の福祉レジームは岐路に立っているように見えると主張する。また、第6章では台湾の企業を対象者としたアンケート調査と聞き取り調査が行われている。しかし、企業福祉重視の企業が多いことをアンケート調査の結果として示しているが、聞き取り調査の結果は伝統的な福利厚生よりも従業員個人の短期的な業績に応じた配当(分红)の方を重視する傾向がある。

第Ⅲ部「複数の東アジア」(第7章～第8章)では、台湾を含む複数の事例を取り上げ、東アジアの多様性を捉えようとしている。日本・韓国・台湾の若者の就業問題は、S. ブッフホルツらの「南欧と保守主義諸国」に近く、若者は労働市場のアウトサイダーとして周辺化され未婚化と少子化に繋がっている。しかし、日韓台の若者問題の核心が異なる(日本は非正規雇用の拡大、韓国は男性ニートの増加、台湾は高学歴化)ため、必要となる改革策または支援が異なる。

第Ⅳ部「比較から構想へ」(第9章～第10章)では、比較研究を地域規模の政策構想につなげる方途を模索している。第9章では失業保険制度の検討から、東アジアにおいて失業保険制度を導入していない国(香港・マレーシアなど)では導入を検討することが十分可能である。一方、すでに失業保険制度を導入している国々では制度改革が求められている。第10章では、インフォーマル雇用のタイプごとにフォーマル化の戦略を考え各国政府の政策能力の向上を後押ししていくべきであると主張される。

■ 本書の特徴と課題

以上の検討を経て、著者は今後のアジアの福祉に関する提言を述べる。それは、①東アジアの特徴は多様性を尊ぶ、②行き過ぎたグローバル化を押し戻すことで福祉拡充を可能にするだけの政策選択の余地を各国政府に与えなければならない、③東アジアの比較福祉研究を盛んにすることで福祉拡充に向けた各国政府の政策能力の向上を支援することが考えられる、というものである。

そして、本書は、エスピン＝アンデルセンの研究対象は相対的に均質な先進福祉国家に限られ、国際比較といっても各国の国内要因を並列的に比較することにどまっていることを批判し、国際経済の角度から東アジアの福祉を論じる点が特徴である。

さらに、著者は福祉国家または欧州を対象とした論理的なもの(C. フィリップソンの老年学のアプローチ、R. ウィーヴァーの実績獲得・非難回避の政治)を東アジアの特徴に合わせて分析を行うことも本書の特徴だと考える。

最後に、評者のただの感想だが本書の限界がいくつかあると感じる。ここでは以下の2つを挙げたい。

本書の課題の1つとして、東アジアの福祉を論じる際に「東アジア」の境界を確定していない上に、主に台湾の福祉についての議論を通して構想された政策は東アジアには適用可能性が低いと考える。その理由は、著者自身も強調してきた(台湾とシンガポールの比較

を通じて、単一の「東アジア型」福祉があるという幻想は否定されるだろう)「多様性」が台湾・韓国・シンガポールだけでは描ききれない上、各国自体もそれぞれの特徴があるため(例えば、第6章での調査の中アンケート調査と聞き取り調査の結果が異なる)、いかにして国内・国際の「多様性」を捉えるのが今後の課題だと考える。

もう一つは、本書において「福祉」とは具体的に何を指すのか? 最終的にアジア福祉に対する提言とは何か? という二つの点がそれほど明確になっていないと評者は考える。本書では、福祉国家から議論を展開し、雇用・高齢者福祉について触れたが、児童福祉と障害者福祉に関する議論がなされていない。さらに、最後にアジアの「福祉」の政策構想の具体像(例えば、どのような国にどのような政策が求められているかなど)を提起していないことが本書の限界なのではないかと考えられる。

以上は、本書の内容紹介と評者の感想である。グローバル化時代の国際比較研究を通して国・地域の福祉に示唆を与える点を探るのが重要であり、求められている。しかしながら、①いかにして比較対象および内容を絞るのか、②比較研究を通して社会福祉に対する政策構想やモデル構築、改善策などに関して、どのように具体的な内容を明確化していくのが(国際)比較研究の課題であると考えられる。

本号で紹介した6冊の本

